

議 事 日 程 （ 第 2 号 ）

平成22年6月9日（水曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第42号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）

日程第 3 議第43号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議第44号 平成22年度遊佐町老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 議第44号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

※条例案件

日程第 6 議第46号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

日程第 7 議第47号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第48号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第49号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第50号 遊佐町教育文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

※事件案件

日程第11 議第51号 吹浦小学校プール改築工事請負契約の締結について

日程第12 ※補正予算審査特別委員会の設置

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 14名

出席議員 14名

1 番	筒 井 義 昭 君	2 番	高 橋 久 一 君
3 番	高 橋 透 君	4 番	赤 塚 英 一 君
5 番	阿 部 満 吉 君	6 番	佐 藤 智 則 君
7 番	高 橋 冠 治 君	8 番	土 門 治 明 君
9 番	三 浦 正 良 君	1 0 番	堀 満 弥 君
1 1 番	阿 部 勝 夫 君	1 2 番	那 須 良 太 君
1 3 番	伊 藤 マ ッ 子 君	1 4 番	高 橋 信 幸 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	小 林 栄 一 君	地 域 生 活 課 長	伊 藤 孝 君
健 康 福 祉 課 長	東 海 林 和 夫 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	佐 藤 多 嘉 子 君
		教 育 委 員 会	
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 課 長	菅 原 聡 君
		選 挙 管 理 委 員 会	
農 業 委 員 会 会 長	高 橋 良 彰 君	委 員 長	尾 形 克 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 金 野 周 悦 次 長 今 野 信 雄 書 記 斎 藤 浩 一

☆

本 会 議

議 長（高橋信幸君） おはようございます。

ただいまより本会議を開きます。

（午前 1 0 時）

議 長（高橋信幸君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員は全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番、赤塚英一議員。

- 4 番（赤塚英一君） おはようございます。それでは、通告に従いまして新たな産業構造の構築に対する考え方につきまして一般質問を行いたいと思います。

サブプライムローン問題に端を発した一昨年のリーマンショックの世界同時株安などによる100年に一度と言われる経済企業に見舞われ、日本も大きな影響を受けました。また、国際商品価格が高騰し、原油価格は一時は140ドルを超え、ほんの数年前の4倍以上にもはね上がり、資源のほとんどを輸入に頼る日本は厳しい状況に耐えてきました。しかし、ようやく明るい兆しの見え始めた日本経済でしたが、ことしの春にはギリシャの財政危機が表面化したことにより、為替相場が一斉に円高に振れ、一時はドルに対して88円を超える円高となり、またユーロに対してはハンガリーの財政問題も報じされたことから、108円台をつける異常なまでの価格となり、日本の産業を取り巻く状況はさらに厳しいステージへと移行しております。バブル崩壊以降の企業のコスト削減の意識が高まり、その結果として製造拠点が人件費などの製造コストが低い海外へとシフトし、国内の中小零細企業、特に地方の製造業には厳しい状況が長期間続き、同時に地方の経済状況、産業にも大きく影響しているのではないのでしょうか。

しかしながら、近年いろいろな知恵や努力によって地域経済に希望を見出すところが数多く出てきています。技術を持つ町工場が結集して人工衛星を打ち上げた東大阪のまいど1号や、その東大阪に負けじと東京都大田区では深海探査口ボ、江戸っ子1号の開発プロジェクトを立ち上げ、先端産業に進出しようとしております。また、洋食器の生産では世界的なシェアを誇る新潟県燕市は、そこで培った金属研磨技術が世界的大ヒットのアップル社のiPodの上級機種に採用されたり、日本のジーンズ発祥の地、倉敷市では、その伝統を地域産業の活性化にとオリジナルブランドのジーンズをつくったりといったように、伝統や文化、受け継がれてきた技術を生かしながら努力している地域も多数出てきております。そういったその地域の伝統、文化を基盤にした産業振興のほかにも、徳島県上勝町の葉っぱビジネスに代表されるように、地域の特性を生かしながら新たな市場開拓による産業振興に取り組んできているところも出てきております。そういった地方の生き残りをかけた産業振興が各地で進んでいる中、この遊佐町の現状を考えると非常に危機感を感じます。

遊佐町の基幹産業は農業であり、その中心は米であります。今日まで農家の皆さんの絶え間ない努力により品質のよい米をつくり、その信用によりクラブ生協などの大口顧客との取引ができることで、他の地域に比べても優位な状況にあると思います。それゆえに、農業以外の分野での産業振興に対しての危機感が他の自治体に比べて多少薄いのではないだろうかと思います。少子化、高齢化、人口減少といったキーワードで将来に対する危機感が語られ、この議場でも議論されてきました。しかし、その議論は、産業構造の変化とその対応策と同時に語られることは少なかったのではないのでしょうか。今まで産業振興というと、伝統や歴史文化、長年培ってきた技術に対して否定的な思いがあり、新しい技術や産業を推進することに偏ってきたのだと思います。かくいう私も、そういった固定観念を持って産業振興を語ってきたと思っております。しかし、いろいろな事例を見ていくと、一概にそうではないというこ

とが少しずつ理解できるようになってまいりました。さきに紹介した事例も、人工衛星や深海探査といった先端の技術ではありますが、決して大学で先端技術を学んだ若者だけではなく、中小零細ではありますが、素晴らしい技術を持った職人が今まで築いてきたその技術を生かし、新しい産業をつくり上げてきた結果だと思っております。また、歴史や伝統を否定せずに、その地域で培ってきたものや特性を理解し、新しい市場を開拓していくことで産業振興を進めている地域は、活気があるのではないのでしょうか。また、そういった地域は、結果として多くの課題や問題解決の糸口が見えてきているのではないのでしょうか。

遊佐町も高齢化、人口減少が課題となっておりますが、これを否定的にとらえず、新たな産業構造の構築につなげるべきと考えております。町長は、マニフェストの中で地域経済を活性化し、働く人の笑顔が見える町にします。子供から若者、高齢者まで暮らしやすい町をつくり出すと言ってまいりました。現状は、町長が指摘しているとおり人口は減少し、年少者の人口割合は県内でも最下位にあり、農業産出額、工業出荷額、商品販売額などなどの数値も、10年前に比べて大幅に減少しております。こういった現状を見れば、産業構造の形は大きく変化し、既に今までとは違った形の違った形態になっている中、従来の感覚で町の経済発展や産業振興を論じても解決策を見出すことは困難でしょう。地域経済の活性化と雇用の確保は、遊佐町の喫緊の課題であります。そこで、経済の活性化を考えると、現在の産業構造を十分に考慮しながらも、従来の発想から一歩踏み出し、新しい産業構造を構築するための施策を考えるべきではないかと思いますが、今後の産業構造の変化をどのようにとらえているか。また、どのような対策をするべきと考えているのか町長の考えを伺い、壇上からの質問といたします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。それでは、赤塚英一議員の一般質問に対する答弁を行わせていただきます。

まず最初に、基本的に私の考えていることは、ないものねだりではダメなのではないか。町にあるもの、それらをしっかりと選択をして光を当ててはぐくむということをしなければならないのではないかと考えております。そして、これまでどちらかというと交流人口の拡大というふうに言われて行政が進められてきましたけれども、私は定住人口、1人でも2人でも減る人口をやっぱり町内に残す。ほかからも遊佐に住んでもらう定住人口の拡大に努めていかなければならないというのが基本だと思っております。昨日の答弁で、1人当たりの消費が年間で全国平均で120万円と申しました。考えてみれば、1人が町内にいることによって消費が1カ月10万円、遊佐町は全国平均から見てもそんなに多くはないといっても、7割といえば1人当たり7万円の消費をこの地に生むという、そんな努力をどのようにして築き上げていくかというのがまず町の活性化には大事なことかな、そのように思っております。本町の基幹産業である農業の振興については、地域の産業と雇用、働き場にとっては重要な課題でありました。また、本町農業が素材生産の産業に加えて、農商工連携による新たな成長産業として飛躍していければ、それはそれは望ましいことだというふうに考えております。

また、我が町の持つある観光資源である鳥海山、これを中心に観光産業もまた成長産業としてしっかりと位置づけられ、より体験型へ、そしてここでの暮らしに近づく形での観光へと発信、成長させていく必要があると、このように思っております。そのためには、新たな成長戦略と長期的なビジョンこ

そまさに必要と思っておりますし、本町の産業支援に関する団体がそれぞれ新たな試みを展開していただくことも大切でしょうし、それらをしっかりと行政がネットワークしていくことというのも大切であると思っております。

一方、本町の工業団地における工業出荷は、まさに議員指摘のとおり工場の海外移転、低コスト競争にさらされておりまして、その展望については必ずしも明るいという現状とは言えません。鳥海南工業団地は、製造業団地ということ、位置づけからすれば最もそうした影響を受ける分野でもあるという認識であります。進出している大阪有機化学工業株式会社が第4期のプラントの増設を、今設計の段階まで進んでいて、7月9日の当社の10周年の記念式典によってそれらをプレゼン、発表するという情報がありますこと、大変明るいというニュースだとこのように思っております。町としては、やっぱり頑張っている企業をしっかりと側面支援を行わなければ、そして県とのいろんな問題のクリア等にはしっかりと支援をしていきたいと、このように思っております。

また、この地域における、我が町における現在のお米、野菜、海産物など、そして我が町の資源や鳥海山を取り巻く歴史、文化、自然的な資源などをやっぱりフラッシュアップして光を当てて、そして核となる産業の周辺に新たな産業も一緒に作り出すことができれば、多少なりとも産業構造ももう少しアップするのかなと。そして、これらの努力もしっかり忘れてはならないことだというふうに思っております。

我が町の産業構造に関しまして、長いスパンで考えて振り返ってみますと、かつては遊佐米一辺倒の生産基地、食料生産基地でありましたけれども、より良質な米生産、そして安全、安心な食料生産の基地へと進みながら、一方では消費者と直接結びつく生活クラブ生協への供給、また直売所への直接販売へも変化してきておりますけれども、これらがすべて町の農業を賄い切れるという現状にないということも事実であります。さらに、鳥海山と温泉を組み合わせた海水浴中心の観光から、より通年的な海浜温泉とか山間観光へと変化をしてきておりますし、それらのこともこれまでどちらかという地域に豊かさをもたらしたかという点については、疑問符のつくものもありながら、それら雇用等には資したということも評価として挙げなければならないということだと考えております。こうした変化については、常に新しいビジネスと雇用を生みだしていく反面、多少吹浦の元町地域に対しては痛手を、被害をこうむせたという指摘も前回の議会で1番議員から指摘をいただいておりますけれども、ただただ座して時代の変化を見るだけでなく、やっぱり新たなトライという点もしっかり見据えていかなければと、このように思っております。

ハローワーク酒田の平成22年4月分の求人、求職状況をご紹介しますと、有効求人倍率は0.35、3月の0.39と比べると減少しており、依然として低い状態が続いておりますし、県全体でも0.4となっており、前年の同月比から比べれば多少は持ち直している現状にあります。新規求人、これにはパートを含む全数であります。728名で、前年同月比プラス71人の増加、これについては2カ月連続の増加となっております。対前年比で増加した主なものは建設業、製造業、卸小売業、サービス業などとなっております。有効求人数は、これはパートも含む全数でありますけれども、1,477人で、前年同期比プラス48人と24カ月ぶりの増加となりました。対前年同月比で増加した主な産業はやはり製造業、建設業、運輸業、卸小売業となっております。一方、宿泊業や飲食サービス業、医療、福祉サービスまた工

務、その他では減少いたしております。新規求人者数、パートを含む全数については1,267人で、前年同月比はマイナス66人、2カ月ぶりに減少していると。新規求職者のうちパートを含む常用は1,203人で、前年同月比マイナス113人という、どちらかという求人がふえて求職が減っている大まかな流れとなっております。

我が町の求人につきましては、介護、医療の募集はあるものの、製造業の募集は極めて少ない状況で、全国と同じような傾向にとどまっている状態でございます。企業誘致については、これまではどちらかという親善大使という形で観光を主な支点とした交流人口の拡大を図るという前提にやってきましたけれども、私はやはりビジネスにつながらなければどうしようもないという形で、遊佐出身の方々や関連の企業の力をかりたいということで、そして雇用にも何とかつなげたいということで、ビジネスネットワーク協議会を立ち上げてまいりました。全体的な活動は、まさに昨年の7月から始まったばかりでありますけれども、しっかりとこの町の議会を通していろんな補助制度等整えることができました。まだまだ完全ではないと昨日も申し述べましたが、これらをしっかりと整えながら、これまで我が町や商工会、その他の工業団地関連団体からの協力のもとにより一層の連携を深めて情報の収集、交換、共有化を図り、ビジネスネットワーク大使の力をかりながらしっかりとした活力のある町の第一歩を踏み出していきたいなと思っております。

ビジネスネットワーク協議会には町内企業や銀行、JA含む共済組合、そして遊佐高も参加をしていただきました。遊佐高が入ることで地元高校生の雇用にも結びつけていきたいと、このように考えているところであります。先日初めて企業訪問した際に、なかなか海外シフトしているから企業なんてそんな簡単には行けませんよと確かに言われてきました。けれども、うちの企業にまず高校の先生から研修によこしてちょうだいよと。職員でもいいですよと。世界にしっかりと対抗している、そんな企業というのは、そんな生易しい考えではないのだよということをお方からも言っていただきました。ぜひとも高校とかいろんなところに働きをかけて、しっかりとそれらの研修等の機会もつくればいいのかないと思ひながら、また私個人的には中学生とか高校生、若い時代に青雲の志を抱いて都会に出て、そして努力に努力を重ねてそのポジションを築き上げた皆さんから、若い世代に自分の体験談等、それをやっぱり町民から見れば誇りとする成功した人たちの話を拝聴する機会を何とかつなげれば、つくっていければ、また1つでも2つでもこの地域のヒントをいただけるのではないかと。そして、特に中学、高校の皆さんは、これからの人生を築く上でも、また自分たちの夢に向かって進む大きな目標として町から出た先人をいただくことができればいいのかなと思っております。町としては、なかなかまだまだ人材も何も不足をしている状況です。参加をいただいている各種団体等に大きなお力をいただかなければならないと思っておりますし、また先日商工会にはただでの参加というのですか、負担金を払って商工会も参加をしていただけませんかと。地域をよくする商工会のお力添えもいただきたいという申し入れもしましたところ、快諾をいただきました。やっぱり地域挙げてこのビジネスネットワーク育てていきたいなと思っておりますので、議会議員の皆様からいろんなアドバイス、ご助言等、またビジネスネットワーク、我こそは参加をしたいという事業なさっている方おりましたら、参加をお願いできればと思っております。

以上であります。

議長（高橋信幸君） 4番、赤塚英一議員。

4番（赤塚英一君） ただいま町長の方からも、昨日の答弁も含めての、あわせながらのご答弁いただきました。

冒頭で申し述べていました、ないものねだりはだめではないかという考え、これは私も同感だと思います。ただ、ないものねだりではなくて、私はないものをどうやって創造していくか、その感性を磨くことがこれからはやっぱり重要なかなと思っております。後段のほうで、まだまだ人材は不足しているというお話もありました。私は、人材は決して不足はしていないと思うのです。すばらしい人材たくさんいると思うのです。ただ、どうしても固定観念といいますか、今までの考え方から脱却できない方のほうが多いために、人材不足と逆に感じられているのかなというのが最近私思う感想なのです。

以前私この場でもお話ししました。たしか3月の議会だと思えますけれども、例えば駅弁の話なんかもしましたけれども、そういう話するとき、まず最初に出てくるのは売れない。何で売れないかというのはわからないのですけれども、ただ売れないという話すぐ出てくるのです。値段はこのぐらいの設定でどうだろうと言ったときに、高い。その比較の物差し、自分の物差しとそのちっちゃい物差しだけで物事をはかろうとしているのではないかなというのは、非常に最近思っています。そういう部分の打破するためのいわゆる研修なり、そういうのはこれから新しい産業構造を構築するという考え方からすれば、非常に足かせになるのかなと思っています。ぜひその辺、町長からはリーダーシップを発揮していただいて、もっとやわらかく物事を考えるという方法を学んでもらえるような状況をつくっていただければなと思っております。

また、私も以前から思っていましたけれども、交流人口よりもやっぱり定住人口をとというのは、これも当然だと思います。こういうやっぱり交流人口というのはどうしても水ものです。はやりすたりがあります。最近で言えば米沢、「天地人」で非常に観光客どっと去年は来たそうです。これがことしになったら、「龍馬伝」がどんと出たら、潮を引くようにさっといなくなったと。こういうやっぱり水ものをメインに持ってくると、非常に不安定な経済状況が生まれるかなと思います。私もびっくりしました、町長のお話聞いて。定住者1人当たりの年間消費額が120万円、でっけえなと思いました。そういうことから考えれば、やはりこの部分というのはもっともっと重要な基礎の部分なと思います。ここは、執行部もそうです。町長もそうですけれども、我々議会も同じようにいろんな知恵を出しながら、どうやって持ってくるか、定住をふやすかということをやったり考えなければならぬのかなと思っています。

私以前にいろいろ統計から引っ張ってきました。年間やっぱり100名以上、100名から200名人口が減少しているのです、遊佐町は。そのほとんど、お亡くなりになった方というのたくさんいらっしゃいますので、一概には言えませんが、その数字の中の多くは、高校を卒業してからのやっぱり一番働き盛りと、働き始めるところ、18から25ぐらいまでの年齢層というのがどんどん、どんどん減っているのです。そこでやっぱり、きのうも出ました。若者の雇用の確保、仕事の確保というのは重要だというのは出てくると私も思います。でも、現実問題として若者の雇用をでは出しましょうといっても、やっぱり若者、先ほど町長言っていましたけれども、高い志を持って外にどんどん出ていく。とめ

ることはできません。そういうところから考えれば、発想を転換するのも必要かなと最近思っています。

先ほど壇上のほうで質問したときに、上勝町の話私一例出しました。あそこは、私直接行って見たわけではないのですけれども、あくまでテレビやネットだったり、そういう媒体でしか物事見ていませんけれども、70、80のおばあちゃんがえらい働いているのです。もう働くのが楽しくてしょうがないと。片手に携帯電話、パソコンの前に座ってマウスやりながら、ファクスが来るともう必死になって電話して注文とると。年収1,000万円超える方もいらっしゃるそうです。テレビのインタビューで言っていました。病気している暇はないと。向かいの奥さんには負けられないから、病気している暇ないのだと。もう働くことが楽しくてしょうがないと。遊佐町も、そういう働くことに喜びを持っている、今現役を退かれた方たくさんいると思うのです。例えばそういう方々の雇用を最初に確保する。いきなり若い者、若い者と言うよりも、実際にいる人に働いてもらおうと。確かに現役時代よりも賃金等は安くなるかもしれませんが、働くことに喜びを持っている方はたくさんいると思うのです。そういう部分を最初にやってみようという、そういう発想がなかったのかなというのが非常にちよつとうん、残念だなというところがあったのです。そこで雇用が生み出されて仕事がふえる。消費がふえる。そうなってくれば、おのずと若い世代のその雇用の場となる、例えば商店であったり、例えばサービス業であったり、そういう部分もふえてくる。そういうのがふえてくれば、また製造業なりの雇用もふえる可能性というのは十分考えられると思うのです。そういう発想の転換をぜひこれから考えていただきたいなと思います。

あと、きのう言っていました。町長の答弁の中にたしか商店街の衰退の話で、商店に商店の今の問題点の一つとして、御用聞きだったり配達だったりというのを希望されるけれども、やっぱり高齢化、後継者不足ということで非常にそれは難しい状況になってきているよという話ちらっとされていました。例えばそこだって逆手にとれば、今運送業者さんだっているわけです。ただ御用聞きと配達の部分をそういう方々、これはあくまで一つの思いつきですけども、そういう方々に委託する。共同でやってもらう。商店を仕入れ、販売はその商店がやると。商店1つが単独で何かをやるのではなくて共同という考え、そういうのをアイデアを出してコーディネートするというのが例えばそのネットワーク協議会だったり、町の企画だったり、産業のほうだったり、そういうところでやるというのも、一つのアイデアかなと思うのです。そういう発想をこれから持てるのかどうなのか。そして、そういうことを検討しながら、最初からだめというその否定の言葉ではなくて、どうやったらできるかなというそういう発想を町全体が持てる状況をぜひ町長がリーダーシップをとってやってもらえればなという私の希望なのです。どういう対応をすべきと考えているのかというのは、そこを聞きたかったのです。その部分についてぜひ町長から再度答弁を求めまして私の再質問といたします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 非常にまさに我が町が抱えている頭の痛い問題の質問です。

まず、若い人がなかなか雇用が難しいという形で、昨年21年度に町が株式を50%持っている総合交流促進施設株式会社で高校生の雇用を考えようということで、2名を雇い入れをしました。それは、当然遊佐町の人ばかりという形ではいけない。それからもう一つは、職業安定所を通さなければならな

い。その中で、ただ一方企業、会社としては、実は定年延長という制度がもう始まっています。63歳、64歳、65歳までという、その雇用の延長という形を、それを受け入れなければならないということは、逆に言えば雇用を若い学卒者、新卒者の雇用については制限を、ハンディを背負うという形も一方で発生しているわけで、その辺がなかなか行政としてやれる範囲と、またやっぱり民間の企業者等で行える場合と違うのかな。例えばユリ栽培しても、ハウスで10人ぐらいの雇用も生まれているという話もありますし、ここの中でいけば、議場で言えば那須議員なんかは、雇用という点ではもう何人も何人も雇って何十年もなさっているわけですから、そういう形で雇用に貢献していただいている議員さんもうらっしゃいます。なかなかその雇用に関しては景気の現状、これまでは福祉は確かにありました。けれども、まだまだ足りないとも言われておりますが、製造業は考えてみますと平成8年の時代、町が一番勢いがあった時代には町じゅうの至るところにいろんな縫製会社もありましたし、電子会社もありました。それからTDKさん、子会社含めてかなりの人数やっていましたけれども、あっという間にそれらがほとんどこの町からなくなってしまったという現状を見ますと、産業基盤、それが継続してしっかりと雇用を生み出す経営をしてもらえる会社というのが、やっぱり一遍で大きな会社という形も、それはかつてはあったのでしょうけれども、現在は少人数でもいいからいろんな種類の会社がいっぱい町内にあればいいのかなと、このように思っております。特に遊佐の駅前には、かつては庄交トラベルさんとか、いろんな旅行会社等も含めてJAさんもまさに遊佐町農協という時代もありましたけれども、あそここのJA本体見たって、今は遊佐町農協のかつてのJA遊佐支店ですか、もう何分の1の雇用しかないという現状見たとき、やっぱり雇用に関しては大変厳しいのかと思っています。

ただ、暗い話ばかりではないと。例えば町では昨年大学生、若者農園隊という都会の視点から見た、学生から見た地方の田舎のあり方どうあるべきかとか、それらも来ていただいて、そして交流をしながら意見もいただいているということもあります。それらの中には、貴重なアドバイス等もあると私は伺っておりますので、それらの1つでも2つでもまず具現できる方法等しっかり考えていきたいなと思っております。詳細については遊佐の市、これらについても企画のこれまで担当しました課長に答弁をいたさせます。

それから、買い物難民という、これは何も地方に限ただけでなくて、大都会でも実は商店街等の閉鎖等で始まってきております。遊佐町でいけば、その遊佐の市の出している池袋本町商店街ですか、なかなかもうシャッター通りでほとんど買い物に行けないという。だから、歩いて行ける人は、その遊佐の市をご利用いただいてファンになっていただいている方もいっぱいいらっしゃると思いますけれども、そんな意味でいけば、買い物難民、遊佐町ばかりでなく都会でもある中で行政がこれからどういう方向を位置づけていくかというのは、昨日も検討しなければならないというお話を申し上げました。

ただ、ちょっと暗い話ばかり申し上げましたので、明るい話をここから申し上げたいと思います。私は、議員時代から国民年金、私が議会に初当選した当時は、多分かけた金額の6倍ちょっとしか、6.1倍ぐらいしか受け取っていませんでした、町内のお一人、お一人の国民年金の年金の額が。ところが、現在になりますと、かけている金額の10倍以上の額をお一人、お一人の口座にいただいているという現状でございます。これら考えますときに、年金は決してトータルとしては社会保険とかいろんな共済とか合わせれば、恐らくかなりの金額がこの町に一人一人の口座に年配者の皆さんに來ているはずで

ございます。町が年間で地方交付税27%、1,000万円ほどしか計上していないわけですが、その何倍かの金額が来ている。倍以上は必ず来ている。これらを私は、町内の年配者の皆さんの集まりのときに、できれば自分のためにまず町内で使ってほしいのです。これは、貯蓄をしないでくださいよ、毎月確実に国から支給される額ですから。それを子や孫のために、またそれも町内で使ってくださいよというお願いをしているところなのです。町の地方交付税よりも多い額の何倍かが来ている。2倍以上から3倍近く来ていると想定されるとき、これらを町内で魅力的な買い物をしていただく手だてというのはどんなものがあるのか。それらを消費に回していただければ、きっと二十数億円のかつては年金がかなりの、国民年金だけで見れば30億円以上になっているということを考えますときに、町の活性化に資する年配の皆さんを大事にして、丈夫で元気で町内で買い物をしていただきたいなど、このように思っているところです。それらのターゲットというのですか、商売上のそのお金は持っているけれども、なかなかお金を使い切っていただけない皆さんへのもう少し求めたくなる、そんな消費を促す手だても関係機関等と力を合わせて考慮していかなければならないのかなと、このように思っています。

残余の答弁は、課長をもっていただきます。

議 長（高橋信幸君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 補足の答弁をさせていただきます。

今町長から若者農園隊の話がございました。この内容と全体の位置づけについてお話をさせていただきます。遊佐の市を豊島区に開設をしているわけですが、その運営の過程の中で、若い大学生を研修、調査という形でお願いをして、そこでお手伝いをいただいているわけなのですが、実はこの大学生のグループを組織化いたしまして、東京、首都圏の大学を中心にして農業に興味を持つ大学生の集団ができております。これが若者農園隊というふうに名称されているのですが、これは合同会社、五穀豊穰という大変いい名前の会社がございます、この会社の代表者も非常に若い方、20代の方です。私のほうでは岩ガキのプレゼンテーションなんかのお願いをしておりますけれども、この方が東京農大、早稲田、明治、この辺を中心に50人ぐらいの大学生を組織して地方の農産物の企画、フラッシュアップだとかあるいは販売について学びながら活動するというグループでございます。これにつきましては、先日3月に2泊3日で遊佐町に参りまして、それもレンタカーを借りて自分たちで来るのですが、町内のさまざまなところを視察、調査をいたしました。最後の日に、町長も参加をいただきまして各テーマに分かれまして発表会をしたところでございます。

先ほど議員おっしゃいました人材の育成といいますか、閉塞感のある、人材がいけないというような中では、非常に刺激のある提案をいただきました。こういった機会がある意味ではここに長年住んでいる人間の考え方を変えたり、あるいは新しいチャレンジを促していくというふうな意味では非常に大事なもののかなというふうに思っております。新パッケージ事業の中でこういったことを中心にやっていきたいというふうに考えていますが、例えば例といいますと、前のパッケージのときに袋地に新しい喫茶店を出された方いらっしゃいますが、あの方横浜から来た方でいらっしゃいますが、最初に創業支援センターに参りまして、いや、レストランをやりたいというようなことから現在の状況に至っているわけなのですが、そういった形がここに住んでいる、若い必要はないかと思いますが、皆さんの中でチャレンジできれば一番いい形かなというふうに思っているところでございます。ですから、新しい新パ

パッケージ事業の中でも大きいテーマといたしまして食旅、食の都、遊佐ということをやテーマにしておりますので、旅と食を組み合わせ新しいものをつくり出していくという考え方をしております。その中では、農家レストランにもう一度チャレンジしようということと、遊佐カレーをつくるということをやテーマにしております、なぜカレーだと言われると、これは長くなってしまうのですが、前はパエリアということでやったのですが、ことごとく失敗しましたので、今度はカレーでやると。要は、遊佐のすぐれた素材を生かして新たな、言ってみれば対外的なものをつくり出していくということですから、何でもいいのですけれども、そういったものでやっていくときに、先ほど町長からありました若者農園隊のようなグループ、あるいはそういう力をやっぱり活用してやっていくということが地元にとっても非常に刺激的でいいのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

議長（高橋信幸君） 4番、赤塚英一議員。

4番（赤塚英一君） 今村井企画課長のほうからもご答弁いただきました。非常に刺激の話、刺激を受ける話なのかなと思っております。

私も、聞いてなぜカレーというのはあったのですけれども、今B級グルメというのは非常に昨今話題になっておりますけれども、そのB級グルメで今一生懸命やっているところ、頑張っているところといえますか、有名なところといえますか、非常にトップを走っているようなところというのは同じなのです。なぜカレー、なぜ焼きそば、そこから入るらしいのですけれども、要はやる気があるかないかの問題だと思うので、ぜひその辺はいいものをつくっていただければなと思っております。

カレーの話を聞いていると、私も決して嫌いではないので、おなかやすいてくるのですけれども、食という話がありました。ここでもやっぱり発想だと思うのです。以前私農ギヤルの話、農業に入ってくるいわゆる都会のギヤルの話をさせてもらいましたけれども、そのときに無洗米の話もちらっとさせてもらいました。例えばこの遊佐町のお米、ほとんどがあっという間に売れるほど品質のいいものつくっていますので、そんなに残るということはないのでしょうかけれども、例えば発想の転換で、非常に最近のその精米技術というものは高くて、ほとんどとがなくていいところまで何か精米されているらしいのです。私も、たまにおふくろの都合悪いとき米といで炊いていますけれども、そんなのかなと思いがらといでいるわけですが、でもちっちゃいころにお手伝いでやっていたころと比べれば、非常にそのとぐ回数というのは減ったのかなというのも実感あります。そのぐらいに精米技術が向上しているのであれば、ほとんどとがなくていい、無洗米に近い状態で手軽に炊けるやつを例えば考えてみましょうよという1つの発想をアイデアを出すと。これは、町長の言葉かりればバックアップ、支援です。バックアップという形で情報提供、例えばこういうのが今これだけのニーズがあるよ。どうですか、あなたたちやってみませんか、これでもうけてみませんかというのも1つの支援だと思うのです。ただ問題解決だけではなくて、そういう部分の支援もこれから必要なのかなというのを話聞いていて思いました。

またもう一つ、先ほど働くのが非常に好きといえますか、働くことに喜びを持っている方たくさんいるという話させてもらいましたけれども、私の住む吹浦なんかだと、最近町づくり協議会のメンバーの方々、私冗談で町づくり工務店なんて話しながら笑い話一緒にやっているのですけれども、まあ何でも

できる方いっぱいいるのです。1つの会社立ち上がるのではないかぐらいの技術を持ってやっている方はたくさんいらっしゃいます。今までだと、やっぱりどうしても遊佐町の考え方といいますか、そういう部分にはボランティア、無償で労働力を提供するだとかという部分を非常に重視していたような気がするのですが、例えばそういう方、今シルバー人材センターもありますけれども、ボランティアから雇用にどうやってつなげるか、そういう部分を考えていくと、また一つ違った視点が出てくるのかなと思います。これも、発想の転換なのかなと思います。

先ほどパエリアの話しました。あれも、もともとパプリカの栽培のあたりから出てきた話だと私は理解しているのですが、パプリカの栽培技術というのを本場で学んできた方は何人かいらっしゃると思います。でも、パプリカだけで終わってしまうと非常にもったいないといいますか、先に進めないのかなと。パプリカも、あれはチリ的一种です。とても辛い、ピペロ、今お菓子なんかでよくありますけれども、使われていますけれども、そういうのから種さえ取ってしまえば生でかじってもさほど辛くない、非常においしいチリまで種類はいっぱいあるらしいです。私好きでたまに海外の料理番組なんかテレビでやっているのを見ていますけれども、いっぱい出てきます。例えばそういうのに発展させていったりだとか、1つの単品で終わらないで、こうだからということで、例えばさっきのカレーの話ではないですが、カレーだったらカレーで終わるのではなくてそこから何か違うものへ発想を転換させる、そういう施策をぜひこれから町長を中心に打ち出してもらいたいなと思います。私も、微力ではありますがありますが、くだらないことを考えるのはとても大好きですから、そういう部分で非常に担当職員の方には迷惑をかけていますけれども、また来たかなんてまた言われながらやっていますけれども、そういうふうな発想一緒にやっていければなと思います。

最近だと、最近言ったのでは非常に担当者がもう頭抱えていますけれども、環境を売り物にしようという話しています。環境は見た目では余りわからないのです、二酸化炭素の量がどうしたこうした。でも、それをどうやって商品化していくかということを考えていったときに、いろんなまたおもしろい発想が出てきます。そういうのを最初から否定ではなくて肯定に次ぐ肯定でやれる、どうやったらもっとおもしろくなる、どうやったらこんなふうにできるかなというのをどんどん積み重ねられるような町の雰囲気だったり、庁舎内の風土だったり、職員の資質だったり、我々の考え方だったり、そういうのをぜひ、町長この町のトップですから、リーダーシップ発揮していただいて、我々も一緒に協力したいなと思いますので、ぜひその辺をしっかりと考えていただいて産業構造、今大きく変わってきているはずで、これにぜひ対応した町づくりをお願いしたいなと思ひまして、希望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋信幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 新進の気風をしっかりとこの地域、町にも、これまでそう考えてみますと新しいものを取り入れるになかなか踏み込んでこなかった。酒田は、港町という形で新しいものの好きというのですか、新しいものどんどん取り入れてきて発展してきた町ですが、どちらかというとそういうことをしなくても生活できてきた我が町のこれは確かに伝統あると思いますけれども、やっぱり新進の気風というのはしっかり取り入れていきたいなと思っております。

ただ、さきの臨時会で緑の分権改革推進、まさに1週間しかないままですけれども、積極的に国に提案をいたしました。総務省の事業でしたけれども、やっぱり町のあるものをどうやって活用しようかという、ヒートポンプとか省水カマイクロ水流、それから木質バイオ、ペレットでペレットチップストーブですか、そんな形でエネルギーという点から見れば想定される、JAさんが今ソーラーでカントリー動かすということも始まれば、エネルギーに対してはある程度新種の機種をしっかりと取り入れる。ただ、決して忘れてはならないのは、生活クラブ生協との直接の取引は、まさに全国に先駆けて私たちのこの地域から始まった、そんなやっぱり大先輩方の気質を私たちは引き継いでいるのだということをしっかりと忘れないで、職員の皆さんにもしっかりと指導していきたい、このように思っています。

以上です。

議長（高橋信幸君）　これにて4番、赤塚英一議員の一般質問終わります。

9番、三浦正良議員。

9番（三浦正良君）　おはようございます。それでは、私からも通告の案内のように質問をさせていただきます。

自治の確立と公共の福祉のとらえ方についてでございますが、これは私たちの地域と生活を守るためという視点で質問をさせていただきたいと思えます。平成12年地方分権一括法が施行され、国、県、市町村の役割分担が議論され、地方分権と住民自治の確立が一次勧告で検討され、地域住民や生活者の視点に立つ地方自治の確立が叫ばれながら、現実的には法の未整備による矛盾がいろいろな形で潜在化しております。遊佐町町づくり基本条例の目的は、町民及び町のそれぞれの権利や義務を明確にし、遊佐町の自治の推進及び確立を目指すとして、平成19年9月1日施行しました。このことは、住民が我々の地域、おらほの町を実感できる地域や町で暮らし続けるための公共の福祉やサービスを住民の意思に基づいて私たちの考え方、方法で自由に使える財源を使って責任を持って生活をしていくということになるのではないかと思います。町の自治や確立と公共の福祉を考え安心してこの地域に生活できることを思うとき、吉出山の岩石採取の件は大きな問題として住民の方々の生活や水、そして生命、財産への影響の危惧、また農業生産、環境景観等のいろいろな点での不安が問題になってきております。町民13団体からも要望も出ております。議会も、意見書として県や県議会にも提出をしております。もちろん許認可権は県にあるわけですが、昭和25年制定された採石法が今日の時代に合わない未整備が根底にあり、自分たちの町や生活や環境や景観を自分たちの手で守り、そして後世に残せないという矛盾は、住民自治や福祉の環境保護の面から見ても大変つらいものがあります。この法改正については、議長も県知事との懇談の席でお願いをしております。

1つの事業が一面では合法的だといっても、安全で公共の福祉に資するだけではなく、プラスの面とマイナスの面が混在しているのが常であります。これが万全だったら、全国の公害問題は起こらないはずであります。四国の豊島、青森の田子、石綿、古くは水俣、挙げれば切りがないほどの公害裁判です。住民が危機予知を感じながらも、ある県庁は大丈夫だと言っておったところがあります。その結果、大変な公害問題にもなりました。今回の岩石採取は、生活水や環境破壊などの危惧は、県は3月17日の業者への回答で認めているわけですし、町もそれを認めております。このことは、住民の生活そのものが脅かされていることを認めていることにもなります。認めていながら許可を出さなければなら

いというのは、どう見ても地域や町民の生活を守るという対応には見えてこないのではないのでしょうか。災害が出てきてから遅いのです。こんなはずではなかったが公害問題の始まりであります。危機管理の対応について、危険予知の大切さはよく町長もおっしゃっております。許認可権は知事にある一方、県や町も県民や町民の生命、財産を守り、福祉の向上に資する責務があるわけです。採石法には被害が予想されるということで地域の住民が反対しているとの理由で採取計画不認可することは、原則としては認められないというような考え方ようですが、地元住民の反対理由を許認可基準に該当する場合のみ不認可できるとするものであれば、町長も知事も自治法第2の1、災害基本法4の責務はどうなるのかを問われる可能性もあります。県の許認可は、法のもとでの裁判と同時に安全の確信の裏づけを説明する責任も必要であろうと思います。ここに行行政判断と政治判断の重要性があります。決められた法を守ることを絶対とし、そのルールの上を進む行政判断は、議員の全員協議会の中で説明されたとおりであります。そして、昨日5番議員の一般質問にも答えられたとおりだと思います。法と生活者の矛盾やギャップを解決するには、自治の確立と公共の福祉の考え方、そして地域と町民の生活を守るということに対しての町長の価値観と信念に基づく政治判断が必要なときであろうと思われます。

そこで、町が問題としている白井簡易水道水源地への影響は、公共施設の機能損傷が懸念されると同時に、集中豪雨時の下方集落への被害の懸念に対して町も県も認めているわけです。許可するとなれば、県も町も安心の確認があるのか、それを住民にしっかりと説明できるのかをその対応をお伺いいたします。

2点目に、採石法のもとでの共通の福祉と自治の責務である町民の生命、財産を守り、公共の福祉に資する事業について、自治の確立と町民の願いという視点での整合性と判断基準についてお伺いをいたします。

3点目に、エコシステムの中での住民のかかわり、法的未整備についての今後の取り組みについてお伺いをいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、三浦正良議員の質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど昭和60年代に入ってから今日まで、まさに当初は転石地表2メートルまでとした岩石の採取から当地の岩石採取が行われてきました。その議会での答弁を経過を振り返ってみますと、当初は懐ノ内はだめですよ。それで臂曲のほうにお願いをしたという町の答弁の会議録にも載っている当時の発言があって、臂曲のほうの採石が進められてきたというような認識をしております。そして、業者が徐々にその規模を拡大して20年以上そのまま経過してきているという現状でございます。町は、これまでに意見書として不可という事前意見は付しておりません。この現状をまずしっかりと認識をいただきたい。私は、事前の協議にはこれまで一度もタッチはしておりません。これまで二十数年間で事業に対して不可という通知は、県には申請しておりませんでした。ただいまの質問につきましても、水源への影響についてはどうであるかとかいろんな質問がありましたけれども、確かに白井新田の簡易水道の水源地の上部に当たるということから、危惧を抱いていることは事実であります。現時点では直接の被害は発生しておりませんが、新たな採石計画が今後さらに採石場の最下部のところから水平で最大で10メ

ーターほど削り取るというものであり、地下水脈への影響が心配をされます。こうした懸念についてこれまでも県にご相談を申し上げておりましたし、ことしの5月12日には中央省庁へもお邪魔をして意見交換を重ねてまいりました。採石法では、現に被害が発生していない限り、私の私見である土地に対する採石計画を不認可とすることはできないというのが法律的な現状の模様であります。しかし、もし影響が出た場合は、地下水脈等復旧は不可能であろうと考えておりますので、採石計画の認可に当たってはそのことを最大限考慮するよう県に対応を求めているところであります。

こうしたことから、町としては白井新田簡易水道の水源を保全するためにも、地下水脈の調査が必要と考えております。これについては、3月の議会で13番、伊藤マツ子議員からご指摘をいただいたところであります。そこで、最新の調査技術等について高教授等の専門家からの助言と情報収集を行っているところでありますし、先日の住民運動会の折には、担当の課長がお邪魔をしてその大学の先生に意見を求めておるところです。収集豪雨などの被害については、重要な課題ととらえております。そして、現在の採掘は国及び県の採掘基準に沿って行っていますが、計画終了後の覆土の流出や濁水などの対策は十分にとられていないのが実情だと考えております。採石法という公共の福祉と自治体の責務である住民の生命、財産の安全を守り、公共の福祉に資する事業との整合性につきましては、採石法第1条にある公共の福祉と自治体の責務である住民の生命、財産を守るとは、その目指すところは本来同じものと私は考えております。しかし、採石法について岩石採取事業の健全な発展を目的としていることから、現在においても環境保全の視点が欠落しており、公共の福祉を限定的に解釈されているのが現状であるとは昨日の5番議員にもお答えをしたとおりであります。採石法の運用では、実際に被害が発生した場合のみ採石計画を不認可とすることができるとなっており、被害が発生するおそれや懸念だけでは事業計画不認可にすることが難しいと思われませんが、過去の公害等調整委員会の裁判や判例でも、そのようになっているということでございます。その点が変わらない限り、岩石採取と公共の福祉、環境保全の問題は解決していないことから、あらゆる機会をとらえて要望活動や意見提出を行ってまいりたいと考えております。

エコシステムと住民とのかかわりと法的未整備に対する今後の取り組みについてはという質問もありました。法的未整備に関することですが、町は地下水保全に関する法整備は、国としてはほとんど持っていない。未整備であるという認識を持っております。本町の場合における白井新田簡易水道の水源については、岩石採取による汚濁や濁水等の危惧があるわけではありますが、採石事業者には科学的な調査を義務づけられておらず、今まで影響ないことから、これからも影響はないとの姿勢をとっているようであります。また、水道水源の汚濁防止に関しては、水道法第43条において水源の水質を保全するために必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体の長に対して意見を述べ、または適当な措置を講ずるべきことを要請することができるとの規定がありますが、強制力を持たない内容となっております。再度申し述べますが、地下水脈は一度破壊されたら復旧はまず不可能というのがだれでも認識できると思いますが、こうした法整備をしていくことも、我が町にとっては大切なこと、そして求めていくことも大切なことと思っております。

さて、さらに県自然環境保全条例に基づく里山環境保全地域の拡大などについて、土地所有者の承諾というハードルがありますが、町としても県に対してさらなる要望を続けてまいりたいと、このように

思っております。

町長の政治判断に関する質問もなされておりました。これにつきまして、私は行政というものは法のもとでの行政判断がまずなされるべきであろうと思います。町の自治とはいいいながら、県、町で法を超える判断が認められているという現状にはございません。私の権利、そして公益、それを開発する企業者と町と県と地元がやっぱり開発と保全、保護への一定のルールづくり、努力を重ねて汗をかいて、そして合意をして合意を求めていくという作業をしなければならないのではないかと。これまでその努力が意外に町としてやってこなかったという反省は、それは昨日も情報の提供も含めて足りなかったということは、遊佐町としてはやっぱり反省すべき点であろうと思っております。法のもとでの行政判断とはいいいながら、昨日の13番、伊藤議員の質問にあった3種類のワクチン接種等に対する住民サービスについては、国に先駆けて自治体それぞれの首長の熱い思いで判断を下し、議会の承認のもとに予算執行されている自治体もある現状でありますし、また都市計画法の法に基づく課税についても、その課税や停止について法律のもとではありますけれども、首長の判断にゆだねられるということで、我が町では都市計画税については停止をさせていただいた、このような政治判断に関する事例はございます。これは、岩石採取の問題等については、私は開発を保全する合意をしっかりと作り上げたいというのは、それは当初から申し上げてきたことには変わりありませんし、また本申請がなされてどのような判断をしなければならないかという判断を求められている際には、町が持っている環境審議会等との意見も求めながらそれらの最終判断をするということ、そういう手順を踏んでいかなければ、しっかり手順を踏むということが行政に求められていることではないかと私は思っております。

以上であります。

議長（高橋信幸君） 9番、三浦正良議員。

9番（三浦正良君） 第2問目の質問に入る前に、きのう5番議員の答弁に対して再確認という意味でちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

5番議員は、県の対応はどうかというような質問の中で、県のほうでは町長の答弁は現行法では非常に厳しいのではないかと。不認可になることは厳しいのではないかとというような答弁だったのかなというふうにして思います。それから、町長の対応ということは、町民の意見や議会の意見に対し離れた対応はできないのが当然であろうというような答弁だったと思うのですが、それから3番目にこれから法の整備に対しては、国のほうに極力働きかけていきたいというようなことの答弁だったのかなというふうにして記憶しておりますが、その確認でよろしいでしょうか。よろしいですか。いや、そのまま首だけで振ってください。……よろしいわけですね。では、それを前提にして第2質問にさせていただきたいと思います。

今県のほうでは、現行法ではなかなか厳しいということである、そのとおりだと思います。ただ、採石法で見ればそのとおりだと思いますけれども、もう一つの第1質問で質問したように、地方自治法2の1の中で、地方公共団体は地域を守り、そして福祉の保全に努めなければならないというものがあります。そして、災害対策基本法4条には地域や住民の生命、財産、そういうものを守らなければならない責務があるともいわれております。その整合性について、採石法でいう公共の福祉と災害基本対策法の4条とその福祉のとらえ方は同じだというような、そういうような答弁をされたのかなというふう

して聞きましたけれども、住民の財産、生命を守るということは、それよりももっと上になっていいのかなというふうにして思います。

それから、先ほど確認をしました町長の答弁で、町は議会や町民の声と乖離するような答弁はできない。答弁というか、対応はできないというようなことを確認しましたけれども、ただいまの町長の答弁では不可をすることはできないというような答弁だったと思うのです。そのところをまずひとつお確認をしたいと思います。確かに今まで町では不可はしないというようなこともあったのかもしれませんが、不適当という言葉は使われております。不可という言葉はなくても、不適当という言葉は使われたというような記憶は私はありますけれども、その辺の対応がちょっと前回とのずれがあったのかなというふうにして思いますので、その辺のところを後で再答弁でまずお願いをしたいなというふうにして思います。

それからもう一つ、安全を確認がされなければ、県もそうですし、町もそうですし、住民にどのような説明をするのか、そのところが一番肝心なところではないかなというふうにして思います。それが地方自治法の2の1と災害対策基本法の4条のかかわり、そして採石法のかかわりととのとらえ方、このところはやはり町長判断でないとなかなか答えが出てこないのではないかなというふうにして思われますので、まずその辺のところをお伺いをしたいと思います。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 首振ったとか振らないという答弁の仕方は、これは議場では質問あったということをお言葉でお答えをしたいと思います。

昨日5番議員に申した形、そのとおりでございます。ただ、我が町ではこれまで事前協議出たときに、あれは可否を可ですか、不可ですか。可否ですかという形で多分求められている中では、だめですよと言ったこと、否という形で事前協議に答えたことはこれまでなかったという現状でございます。

それから、県の対応については非常に一生懸命、昨年の10月から私は山形県の町村支援課長と一緒に汗流してくださいと。開発保全に関してやっぱり一定のルールつくりたいですね。県のご指導なければなかなか難しいのでという形を県の町村会の集まりのときにも申し入れをしておりました。そして、担当者今かわったのですけれども、非常に知事が心配していただいています。この先日の高橋議長の答弁にもしっかり答えていただいたという形で、実は6月7日付で山形県の国への施策要望の中に、環境保全の環境へ景観の保全と両立できる岩石採取事業の推進、経済産業省に要望する県の重要事業に取り上げていただきました。まさに当初にはなかった経過でございました。それらが法律的な問題として、市町村の意向に十分に対応できない状況にあるというふうに県が一步踏み出していただいたと思います。採石法は、業者の権利の安定と資源の有効な開発を目的としており、近年高まりつつある環境や景観に対する住民意識や市町村の意向に十分対応できていない状況にあるという背景のもとに、環境に配慮した明確な指針がない中での取り扱いに県自体が苦心しているということも申し添えて、国に対しての重要事業、平成23年度の国の施策要望に入れていただいております。これが最新の県の対応の状況でございます。私に課せられた課題というのは、これは町民の財産、生命守るということはそれは当然の責務であります。これには、だけれども、今国全体の流れとして山形県が今許認可権を持っても、県でも対応できないやっぱり法律的な欠陥があるということをしっかり県でも認識らっしゃっているわけ

で、そういう法律の改正まで求める意見書を出していただいている、これについては県議会についてもその我が町の主張と県議会でも取り上げられました経緯がございますし、県でもそれらを踏まえてしっかり対応していただいて大変ありがたいと思います。

水の地下水の問題、これら等詳細、これまでの県の詳細もう一度企画を分離しましたところ、本当に企画課長は年度当初から岩石採取、補佐と担当者ともう休みもないほどの事業量で今苦労していますけれども、それは県の対応等に説明をさせます。

それから、先ほど自治法上の災害対策なんてこと、災害ではなくてそれは命と財産守るのはそれは町の役割です。それについては、しっかりと訴えていかなければならないと思っています。

議長（高橋信幸君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 補足で答弁させていただきます。

まず、町長最初申し上げました県が国へ出す要望のことですが、実はきのう入ってきた情報でございまして、4月にこの問題をやっぱり遊佐町だけの問題にしてはならないと。つまり、全国的にもこういう問題でたくさん苦労しているところがあるのではないかとということで調査をいたしました。これは、最初係争になりますというと、公害等調整委員会にかかりまして、その後不服であれば高裁に上告するという形で裁判が行われるわけなのですが、まず採石法での争いでいきますというと、ことごとく不認可をしたところが負けるということでございまして、不認可が認められる場合であっても、これはあることにはあるのですが、採石法そのものではなくて行政手続法でありますとか、農地法でありますとか、砂利採取法でありますとか、さまざまほかの規制の中で違反があったからこれは不認可が正しいのだというようなことが一般的のようでもございました。そこで、県に対しても、それから庄内開発協議会に対しても、ぜひこれ遊佐町だけの問題でなく広く国に対して訴えていくための措置をお願いしたいということで何度もお願いをしてまいった。その結果として、ことし初めて県が正式に取り上げていただいたということで、これは大変力になるいいことではないかなというふうに思っております。

なおまた、きのうも申し上げましたが、高橋議長さんやら町長、あちこちでこのことを訴えてまいりましたので、これが政治的な動きとしてはある程度一定のレベルまで達したのではないかなというふうに思っているところです。もちろん行政的にもいろいろやってはいますが、これはやっぱり限度がありますので、こういった点に関しては引き続き政治的なお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

一たん整理する意味で、何が問題なのかということをも簡潔に申し上げたいと思います。今吉出山で計画されているのは、既に計画されていた前の業者さんが計画を出して認可をされていた場所をさらに広げて掘り下げるといふ形での申請になっております。そのときに、前回、前の計画のときですけれども、ここに地元の協定書がついておりまして、その協定書は胴腹協との協定ということになっているのですけれども、その掘削深が15メートルまでというふうになっております。この15メートルというのは、一体どこから15メートルかというのが非常にあいまいでありまして、正直に言って業者さんは15メートル守っているというふうに言っていますし、胴腹協のほうでは15メートルでは全然深さが違い過ぎると言っていますので、そもそも最初にどこから15メートルだという協定のこの申し合わせをしなか

ったという問題もあろうかと思います。そういう意味で、住民との協定が結びながらも、完全にこれは担保されていないという状況が今大きい問題として1点あります。

それから、2点目は、これ町長申し上げましたが、採取をする計画認可に当たってその環境、自然生態系だとか環境に対する配慮をなさいということの視点がそもそもチェック項目としてありません。簡単に言いますというと、水脈分断したり、環境に与える影響は、その採石をとって便益を得るその便益と比較をして、便益のほうが多ければ我慢すべきだというような法律の考え方になっております。

それから、3点目は農業、林業、その他産業への影響ということが法律上は一応担保されているのですが、これが非常に過少評価されておりまして、実際に例えば汚濁水が流れ込んで田んぼがつくれなくなったとか、そういうこと以外はほとんど配慮されていないというところがございます。例えばここは、生活クラブ生協にはおいしいお米を鳥海山の水を使ってきれいな水でつくっているというのが一つの売りになっているわけですが、それは余り関係ないというふうなことだとか、それから簡易水道水源地の影響、これは湧水を使っていますので、本来は上のほうの湧水を寸断をしたり、あるいは水脈が変わったりしますというと、この白井水道水源地の湧水が水量が減ったり、汚濁をするという危険性が非常に高いとは思いますが、これについては一定の基準が開発要綱の中で定められておりまして、その場所から何百メートル以内であればいいとか、そういう基準になっております。したがって、業者がそういうところに損傷を与えた場合は補償しますというふうな形での申し入れといいますか、添付の書類によって認可されているという現状がございます。

それから、最後ですが、これは地元の意見という考え方がこれが配慮されていないことになっておりまして、この県要綱によりまして、これは法律の判断ですが、地元住民が反対しているなどの理由で採取計画を不認可にすることは原則として許されないという非常に厳しい基準になっております。だから、その地元住民が反対する場合は、法律に触れているのだということを証明しなさいということになっておりますので、これは非常に高いハードルで、事実上不可能ということでもあります。こういった問題点がございます。

ということで今係争になっているわけなのですが、先ほど町長、町の意見ということの判断を申し上げましたので、これはそのとおりでございまして、これまでの判断とは違う判断が今回はされるのではないかというふうなことに考えているわけですが、実際のスケジュールからいきますというと、この間県との話し合いも持ちましたけれども、標準の事務処理期間が60日ということになっておりまして、これは行政手続法の基準で、受理してから認可の決定をするまでの間が60日間と定めております。それが6月27日になってございます。特別な事情がある場合は延長することができるのですが、その時間切れが迫っておりますので、あした夜に4者会談をしまして計画の内容の説明を受けるということで、ほとんど正式にその図面を使った説明を受けていないというのが現状でございまして、事前申請で出された図面を私のほうでコピーをして説明をしているのですが、それしか手元にないものですから、実際のところはどんな計画になっているのかというのはわからないと。

それからもう一点は、きのう申し上げましたが、180万トンという膨大な量の計画になっておりまして、それによりまして、さまざまな問題が発生してまいります。例えば町道の通行の制限の問題

でありますとか、それから重量制限の問題でありますとか、図根点の確認でありますとか、町で持っている権限の中でも調整のついていないものがまだございます。これらは、県は調整をつけて提出しなさいというふうになってはいますが、それをすべて確認をまだされていませんので、それらを含めて県が示したいいわゆる不明点に対する回答を6月15日まで業者さんに求めているというのが今の状況でございます。いずれにしても、あしたの4者会談の中でこの局面の展開が多少図られるのではないかとこのことを思っているところです。

基本的な考え方で、町長一番冒頭申し述べましたが、本来は岩石採取による便益は私たちも受けているわけです、正直言えば。例えば砂利を敷くとか、骨材として基礎を積むとか、それはすべてそれらの便益によっておりますから、採石そのものを完全に否定をするということはなかなか難しい問題がございます。したがって、折り合いをつけて採取をするというのが実際に求められている基本的なこの必要なスタンスではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（高橋信幸君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えをさせていただきます。

町民の生命、財産を守り、公共の福祉という観点の中での地方自治法、それから災害対策基本法、それらについてのご質問がございました。災害対策基本法の中では、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災に関しそれぞれの国、地方自治体での必要な体制の確立、それから災害対策の基本を定めるということになってございます。このような形の中で、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に関することを目的として定められてございます。そういった中で、国の責務、都道府県の責務、それから地方市町村の責務というのが法に定められてございます。市町村の責務につきましては、第5条の中に定められてございまして、市町村は基本的な地方公共団体として当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため関係機関及び地方公共団体の協力を得て当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成して、法令に基づきこれを実施する責務を有するのだというふうに定められてございます。

そういった中で、災害対策基本法の中ではいわゆる消防団組織を含めた消防機関、それから水防団等の組織、自発的な防災組織、そういったものの充実を図りながら市町村の有するべき機能を十分に発揮できるように計画を定めて推進をしなさいという形になってございます。したがって、災害が起こらないように未然の防止を含めて災害が起こった場合の対応を含めて審査してございます。どちらかといいますと、災害の未然の防止含めてですけれども、災害のときの対応を迅速に行えるように関係機関協力を合わせて住民の生命、財産を守るという観点から定められている法律というふうに理解してしてございます。ご質問のいわゆる採石法に関する関連の部分につきましては、先ほど町長並びに企画課長から答弁させていただいたような形で、それぞれ関連する形の法を勘案しながら対応になろうかと思いますが、今回の自治法並びに災害対策基本法においては、全般的な災害等に対する法律というふうに理解させていただいております。

議 長（高橋信幸君） 9 番、三浦正良議員。

9 番（三浦正良君） 先ほど企画課長から今までの経過、そして町長からも今までのいろいろと行政としての経過、そういうものを十分お伺いをしてまいりました。

当然行政としての行われる範囲、そういうものは、この第1問でも述べたように、議員の全員協議会で説明のあったとおりであります。そして、5番議員にきのう説明の、回答のあったとおりであります。しかし、その採石法で考えればそのとおりであるわけですが、私たちはこの地域で生活し、この生活が脅かされる、そういう危惧が今目前に迫ってこようとしているときに、確かに今災害対策基本法の基本法の4条です。これは、起こった場合というような考え方だけでなく、災害が起こらないためにどうすればいいのか。今災害が起こらないためにどうすればいいのかのほうにより注目をされているわけでございます。健康にしてもそうですし、地域の行政に対してもそうです。安全のために何をすべきなのか。先ほど町長も住民の地域や生命、財産、福祉を守るのは当然だというふうにしておっしゃっております。そのとおりです。そのところをどういうふうにして具現化していくか、それか、それを思いやその価値観の、あるいはその信念の思いが政治判断としてこれの対応にどういうふうにして影響を持っていくのだから。行政でできる範囲で一生懸命にやっております。それは、当然各課長、そして町長が述べたとおりであります。それと同時に、町長としてこの地域や町民の財産、生命をどのようにして守っていく、その気概は政治判断として必要なのか。国に対してのいろいろな呼びかけ、そしてお願い等も含めていろいろな方向で今動いているというような話もありましたけれども、それが政治活動の一助にもなっているというふうにしてありましたが、それはそれでそのとおりだと思います。それと同時に、ぜひこの地域を守る思いを改めてお聞かせをいただいてこの質問を終わりたいと思います。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 三浦議員にお答えします。

地域を守るというのは、それは先人が築き上げたこの町をしっかりといい形にして次に引き継ぎたいという思いは、どの世代でもそれは同じ考えだと思っております。私は、昨日の阿部5番議員の答弁の中で、これまで20年間採石法でやってきたのです。だけれども、その土俵ではなかなか大変なのですよという話も紹介しました。だけれども、景観法とか平成に入ってから新しくできた法律もあります。同じこっちの環境とか景観の条例の土俵でやっぱりしっかりと勝負しなければならないという認識もありますですよという紹介をさせていただきました。ただ、すべてに言えることは、情報の公開とオープンな議論がそこになければならないでしょうと。私は、これまで情報公開が16年、15メートル掘るといったときに、議会にも教えてもらえなかった、そんな行政では情報公開してこなかったのではないですかという反省がありますから、そして議論の場もなかった。それよりも、情報をしっかりと公開をしてオープンな議論をして、その中で私益と公益の中からどのようにして開発と保全の合意点を見出すか、それをしっかりとやるのが私に今課せられた課題なのかなと思っております。いろんなところにも指示をして、課長には本当に休みなしで、職員も頑張ってきてもらっています。大いに評価をしなければと思っていますし、県の取り組み、またこれまでなかなか庄内支庁だけしか相手にしてくれなかったところをちゃんと県の県庁でも議論していただいて、重要な課題として取り上げてもらえたということは、半歩前進なのかなと思いつつ、情報の公開がやっぱり不足した点はしっかりと公開をして、そして議論が不足した点はしっかりと議論をして、そしてオープンな議論の中から合意点を見出す、そんな行政を私はし

っかりと築き上げていきたいと思っております。私のみならず議会議員の皆さんからも大いに議論していただいて、そして公益と私益、私流の合意点の見出すお力添えも賜れると思っております。

以上です。

議 長（高橋信幸君） これにて9番、三浦正良議員の一般質問終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議 長（高橋信幸君） 初めに、12番、那須良太議員より所用のため早退したい旨申し出がありました。これを許可しましたので、報告いたします。

それでは、一般質問に入ります。

10番、堀満弥議員。

10番（堀 満弥君） 通告に従いまして観光行政の方向性を質問させていただきます。

観光とは、一般には楽しみを目的とする旅行を指しますが、近年はツーリズムとも呼ばれているようであります。ツーリズムは、特に体験型観光として位置づけられ、環境に配慮したツーリズムをエコツーリズム、自然、特に山や森などを扱うツーリズムをグリーンツーリズム、海を扱うツーリズムをブルーツーリズムとも呼ばれており、地域独自のツーリズムの名前も生まれているようであります。また、観光の振興を図るためには観光資源が重要になりますが、本町には昨年国の史跡に指定された鳥海山や日本海を初めとする自然、杉沢比山、遊佐のアマハゲなどの民俗文化財、旧青山本邸、語り部の館などの歴史文化財、遊佐米や岩ガキ、山菜など海や山の食材などと観光資源が豊富な町としてもだれもが認めるところではないでしょうか。しかし、豊富な観光資源の中で核となるものがが必要です。福島市の郊外にあります花見山をご存じのことと思いますが、その名前のとおり花景色が全山にわたって鑑賞できる人気スポットであります。花見山は一山が個人の所有で、所有者が多くの人に見てもらいたいとの思いで手入れを行い、無料で開放しており、今では数十万人が訪れる一大観光地となっており、周辺の経済効果は大変大きなものであると言われております。本町においては、恵まれた環境の中ではともすれば観光の振興は総花的になりやすくなります。豊富であっても、それを生かすための取り組み、しっかりとした核となるものをとらえ、そして観光資源を単なる点としてではなく点から面に広げる工夫、点を結びつけていくことが重要ではないかと思えます。観光をどのように位置づけ、核となるものは何を考えているのか。そして、どのような振興策を図っていこうとしているのかお伺いいたします。

また、観光協会初めガイド協会、観光大使など、観光の担い手や本町を応援してくれる方々も多くあります。こうした組織や個人との連携、関係はどのように考えているのかも伺いいたします。

さて、四季の森、しらい自然館が交流体験型宿泊施設としてオープンして4年になります。ことしは、老朽化した体育館の改築が行われることになっており、基本的な施設整備は一応整うことになりま

すが、今後はしらい自然館の持つ特性や機能を十分に生かすことが求められております。しらい自然館は、さんゆう、サングリーンと並んで東部地区における重要な観光施設であり、地域の活性化の核となるものであります。現在運営は、遊佐町観光開発公社に指定管理されており、町内の資源を活用したさまざまな体験型メニューが企画提案されております。しかし、これからしらい自然館の持っている特性や機能などを十分に発揮し、本町の観光資源を十分活用するためには、送迎も含めて移動手段の確保、車両は必要不可欠ではないかと思ひます。ぜひご検討いただきたいと思います。

また、リニューアルするまでは白井自然の家として青少年の研修を主目的に、特に町内外の学校やスポーツ少年団に活用されてまいりました。現在も、白井自然の家のイメージや野外炊飯施設等を整備していることにより、キャンプを行う利用者が少なくありません。これらのことから、今後しらい自然館の利用を考えた場合、青少年の利用から一般利用の拡大を想定した当初目的から、青少年にも利用しやすい施設整備と体験メニュー、例えばログハウスの施設や簡易な星座観測ができるような施設とメニュー等しらい自然館の立地場所を生かすことも必要ではないかと思ひます。また、温泉ではありませんが、ペレットボイラーを使用したふろがあります。グラウンドゴルフ場を整備し、汗をかいてもらった後のふろの活用、もちろん有料ですが、施設を有効に活用することも検討していいのではないのでしょうか。

東部地区のもう一つの観光拠点施設でありますさんゆう、サングリーン周辺は、連日多くの水をくむ人でにぎわっております。しかし、水をくむだけの施設の感は否めません。さんゆうとサングリーンとが連携し、相乗効果が期待される運営のあり方を検討してほしいです。町のいいところ、評価は昔から住んでいる我々ではなかなかできないものであり、観光客やほかから移り住んできた人々から言われることから気づかされることが多いものです。例えば映画「おくりびと」の中の鳥海山や月光河川敷の映像などは、我々が日常見なれている風景ではありますが、映像を通して改めてそのよさに気づかされたと言っても過言ではないと思ひます。福島市の花見山のように、自然を生かした観光地は数多くあります。本町の観光資源は、どこにも引けをとらないものであり、どう生かすかにかかっていると思ひます。これらのにぎわいのある観光行政を期待いたしまして、壇上からの質問といたします。

議長（高橋信幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、堀議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、観光行政の位置づけはというご質問だったと思ひます。私は、やっぱり観光というのは農業とか商業とか工業の枠を超えた大きな総合産業であるという認識をいたしております。そして、組織的にも行政でことは国際交流とか地域間交流、そして姉妹友好都市交流を担っている企画課の中に観光を位置づけて、そしてそのいろんな交流事業を含めた形での観光の振興を図らなければと、このように思っているところであります。点から面にどのように広げていくのだろうかという質問が第1点目であります。我が町は、非常に大きなそれはそれは観光資源を持っております。農業が基幹の産業とはいえ、まさにその宝の山であります鳥海山、あらゆる観光客を引きつける魅力をうちに持っておりますし、また全国的な評価でもしても、山の評価また牛渡川等の全国放映等見ますときに、何ときれいな水、何ときれいな山に恵まれた地域であることかと、内外ともに認めるところであります。ただ、消防の大演習のときの仁賀保の観光協会長さんによりますれば、仁賀保から見る鳥海山が一番だとい

う、お互いがうちのほうから見た山こそナンバーワンと自負しているということは、それだけエリアに住む人が認めているものだというふうに思っております。

しかし、ご承知のとおり本町の観光資源については、鳥海山から日本海までに広範な中にまさに点をしておりますが、エリアとしての魅力としてはあるのだけれども、ではどれを中核的にと、なかなか点を線に結びつけられない課題をずっとずっとここ十数年、20年も抱えてきたところでもあります。遊佐町観光基本計画では、何はなくても鳥海山という認識のもとに鳥海山を全国グラウンドの観光資源として遊佐町観光に関するすべての事象を鳥海山に位置づけて振興することだと、そのように位置づけております。昨年度から観光戦略会議では、具体的なアクションプランについて議論を重ね、先般その中間の取りまとめを行ったところでもあります。その中身については、後ほどアクションプログラム観光戦略会議の座長をしております観光開発公社の理事長であります堀田副町長より中身の説明をお願いしたいと思っております。

そして、2番目の質問としては、観光協会初めガイド協会、観光大使などの観光の担い手との連携、関係はどのように考えているかという質問でございました。観光戦略会議の中間で、概要を申し上げますと、NPO法人の遊佐町会観光協会、そして遊佐町総合交流促進施設株式会社、財団法人遊佐町観光開発公社は、特に緊密な情報交換と連携を図るべきとの意見も多く出たやに伺っておりますが、今後ますますの連携は図られるであろうと思っております。そして、鳥海山観光ガイド協会や大物忌神社などの関係団体とも情報交換を行っていこうということになったと伺っております。こうした情報の共有化により、とすればそれぞれの組織でというばらばらの観光施策が一体化にされたり、一層集中的な情報発信ということを通せば、なお一層の輝きを増すことができるのではないかと、このように思います。観光情報の提供については、インターネットを通じた発信はもちろん、遊佐町観光親善大使に行っている定期的な情報発信、情報提供も通じておかなければならないし、また広域で力を合わせているきらきらうえつ観光圏ですか、それから羽越線沿線の観光の他の地域の団体とも一緒に力を合わせなければならぬと、このように思っております。

そして、3番目、しらい自然館の持っている特性機能発揮して我が町の観光に大いに活用しようと。そのために、2次交通は必要ではないかというご提言をいただいたと思います。しらい自然館は、グリーンツーリズムの拠点として、また青少年の野外体験の拠点、さらに地域間交流や国際交流の拠点として位置づけられ、本当に施設の機能としては里山の魅力ある我が町、そして豊富な湧水群や貴重なハッチョウトンボ等の生き物に触れて我が町の自然の豊かさを感じることができるシンボリックな施設であり、訪れた皆さんには大いに評価をいただいているというふうに認識をしております。現在のしらい自然館のお客さんの交通手段としては、個人では自家用車、団体はバスがそのほとんどになっております。さきの観光戦略会議でも、この対策として観光地や施設までの2次公共交通の整備や公共サインとしての道路誘導の整備を進めることとされております。ご指摘の車両については、現在7人乗りのワゴン車を購入いたしておりますが、マイクロバスなどの整備も検討しなければならぬと、このように思っております。

そして、第4番目のしらい自然館の利用は、青少年の利用から一般利用を拡大を想定した当初の目的から、青少年の利用しやすい体験メニュー、ログハウス的な施設や簡易星座観測ができる施設の立地場

所を生かすことも検討していただきたいという申し入れでありました。しらい自然館、かつての白井自然の家を改築してから、宿泊業にするのだという当時の変更前がありまして、地域の皆さんのお力添え、これまでの指導員の協力体制を一度に、一瞬にして失ってしまったという苦い経験がございます。私は、やっぱりまず最低限地元の小学校に広く使ってもらうような施設でなければならないと思っていますし、そして地域をしっかり体験できるメニューをそろえられるような、そんな関係機関との連携も重要なことだと思っております。昨年度のしらい自然館の利用状況は全体で3,165人、うち青少年の利用が1,236人、一般利用が1,929人となっております、一般人のほうが多いという現状でございます。一般利用の中には、ブルー・アンド・グリーンツーリズムの事業としての鳥海山の周辺地域の自然を学び、生かすためにおもしろい自然塾としての親子を対象にした10講座を行い、636名の方にご参加をいただいておりますが、その主催事業の人数もこの中には含まれているものでございます。今後しらい自然館の旅行、教育旅行の受け入れを行われるように、青少年の利用しやすい体験メニューの内容や受け入れ体制の充実、町内外の小学校へのPRも含めて検討していくと同時に、体験メニューの講師、協力者として……協力者というのは、施設周辺地域の皆様からもまさにおらほの施設だのという形で利用していただけるような体制の構築に努めてまいりたいと思っております。特に平成22年度体育館の改築が予定をされております。設計もほぼでき上がりました。発注をしたら、議会の皆様にも図面のおおよその図面ご紹介をしたいと思っておりますけれども、これらの体育館も雨天の場合は大いに利用できるわけですし、それから地元の地域の皆さんが要望ありました、今まではステージの裏に集会の施設としてご利用いただいていた分を道路の前のほうに、前面に位置づけて地域の声をしっかり受けとめてつくろうと思っていますので、それらの活用についてもお力添えを賜らんことをお願い申し上げたいと思います。

質問の5番目は、グラウンドゴルフ場の整備としらい自然館の利用拡大でありました。昨年度グラウンドゴルフを関連して施設の活用というのは、お客様いなかったというふうに伺っておりますが、きのうの問題もありました。グラウンドゴルフ場という条例の設定で果たしてそれが可能なのか。いや、グラウンドゴルフもコースとしては設計できるのですよという形を整えながら、教育委員会の意向も踏まえながら利用拡大の方針を検討してまいりたいと、このように思います。

質問の6つ目は、さんゆう、サングリーン周辺には多くの水をくむ人でにぎわっているということは紛れもない事実であります。さんゆう、サングリーンがお互いに連携をし、相乗効果が期待される運営のあり方を検討していったらという質問でございました。さんゆう、サングリーン周辺、まさに水は無料でくめるという形でいっぱいおいでをいただいておりますけれども、直売所の売り上げはなかなか大変な状況であります。ただ、週末の金俣そばについては、好評いただいているという情報であります。施設本来目的であるサングリーンでは、サングリーンで生産したものをさんゆうで食材として加工して提供しようではないか。また、加工する施設をその中に多少は備えておりましたけれども、それらをもっともっとさんゆうに入っていていただいて、水来る皆さんにも提供することが相乗効果につながるのでしょうか。けれども、なかなか水くみはすぐ入り口で施設は奥のほうでというところが大変でありました。ただ、1つ言えることは、あそこは雪と交流する広場という位置づけで、冬の冬期の小学校のスポ少と雪の冬のスポーツの場として整えられたという一面もありますので、あの施設を子供たちはやっぱりああ

いうスキーの中で子供たちが滑って、そしてその間に親があ施設の途中で待っているという状況もかなりある、使われていると伺っておりますので、そのような農業振興のセクションばかりでなく、やっぱり子育て支援という形の位置づけも何とか活用をもっと広げられればと思っております。ただ、子供が少なくなってスキースポ少の子供がなかなか学校によって少なくなっているという現状を見ますときに、せっかくの施設が大いに子供たちは我が町の施設で鳥海山の冬を楽しんでほしいなという思いもあるところであります。

そのほかに、私なりにはサングリーンの体験農園ですかばかりでなく、実は町民の手づくりの花の里、花を植えて花を見に行けるような施設になったら、また水くみと一緒にあの施設の活用という点では、1つの大きなエリアになるのではないかと思っております。ただ、経営的に見て山形の花夢花夢というお花のすばらしく設備を整えた施設も、何年かして閉鎖の状態考えますときに、行政がしっかりと町がやるということまではなかなか難しいのではないかと、このように思っているところです。いろんなセクションつなぎ合わせて農業振興、観光、子育て支援、そして町民の喜びの広場みたいな形のお花をなごむ場所、そんなことも考慮しながら施設の活用について検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議 長（高橋信幸君） 堀田副町長。

副町長（堀田堅志君） それでは、私のほうから観光戦略会議の中間取りまとめの内容について若干報告をさせていただきます。

昨年の11月から先月5月まで、計7回にわたって観光戦略会議を開催をしてきました。メンバーについては、遊佐鳥海観光協会さん、そして総合交流促進施設株式会社さん、それから鳥海山大物忌神社さん、そして旅館組合さん、そして観光開発公社というふうなメンバーで検討を重ねてきたところでございます。この観光戦略会議については、平成20年の3月に策定をしました遊佐町観光基本計画のいわゆるアクションプログラムの具現化というふうな視点での会議を開催してきたところでございます。堀議員の質問の中に、遊佐町の観光の核は何なのかというふうなご質問がございました。全く町の観光基本計画でも、やはり鳥海山というふうなことをいわゆるメインとした基本計画を策定しておるところでございます。昨日の一般質問の阿部議員の発言の中で、母なる鳥海山というふうな表現がございました。全く私も同感でございます。この鳥海山なくしては、やはり私たちの生活、それから産業、それから伝統、文化はあり得ないであろうというふうなことで考えてございます。そういうことで、鳥海山というふうな核でのアクションプログラムをどうすべきかというふうなことでの話し合いをしたところでございます。その基本方針としては3点ございまして、鳥海ブランドをどういうふうに確立していけばいいのかというのが1つ目でございます。それから、2つ目については、先ほど点から線へ、線から面へというふうなご提言がありましたが、1つの鳥海山というふうなものをメインにしたストーリーのあるやはり観光コースをつくるべきではないのかなというのが2つ目でございます。それから、いわゆるブランド、土産品等を含めた鳥海ブランドをどういうふうにPRしていけばいいのかというふうな3つをコンセプトに検討をしてきたところでございます。

1点目の鳥海ブランドの確立についてですが、一応4点ほどにまとめたところでございます。1点目は、観光戦略会議一応先月で一区切りとはしたところでございますが、今まで観光団体等の連絡の組織がなかったというふうなことを踏まえまして、この観光戦略会議も継続をしていこうと。それから、観光団体の連絡会議等も立ち上げていこうと。これは、今各観光イベントをやっている中では、それぞれの団体が所管となってイベントをやっているわけですが、なかなか町全体の観光PRといえますか、その意思疎通が少なかったというふうな反省に立ったものでございまして、観光戦略会議の継続、それから観光団体連絡会を設置してそれぞれ情報交換をしていきたいと思いますというふうなことでございます。

それから、2点目については、交通ネットワークの整備というふうなことでございます。先ほど堀議員から提言ありましたように、遊佐においてになってあるいは遊佐の駅でおりて、それから鳥海山に向かうにしろ、観光地に向かうにしろ、その2次交通がやっぱり足りないというのが遊佐町の実情でございます。1つの手始めとしては、これは来年度への取り組みになろうかと思いますが、いわゆる施設間、今話が出ています宿泊施設、あるいはその観光施設を周遊するバスを実験的に運行したらどうなのか。宿泊施設の中では交通手段、お客さんを観光地まで送る手段を持たない宿泊施設もありますので、そこら辺は宿泊施設を連携してお客さんを、例えば鳥海山においてになるお客さんが町内個々の町の中の宿泊施設に泊まっておったときについては、周遊しながら登山口まで送るようないわゆる方向性ができないのかなというふうなことで、来年度実験事業を行っていききたいなというふうに考えてございます。

それから、いわゆる企画切符というふうなことで、割り引き切符ですが、酒田から東京までは割り引き切符があるわけですが、なかなか酒田以北、遊佐、吹浦からですと、その企画切符というふうな割り引き切符の制度がまだございません。そういうふうな切符の例えば遊佐駅、吹浦駅までの延長をJRのほうにお願いしまして、いわゆる前向きに検討をしていただいております。そういうふうな企画切符を利用して、首都圏からの誘客を図りたいというふうなことでございます。

それから、3つ目については、やはり観光地を案内するガイドのグループのいわゆる養成といえますか、育成が必要なのではないか。現在いわゆる鳥海山の登山のガイド協会はございますが、なかなか総合的な案内体制がまだ整っていないというふうなことがございまして、いわゆる総合窓口といえますか、それからガイドした場合のいわゆるガイド料をどうするのかというふうなことも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

あと4点目については、ことしの3月の定例会でもちょっとお話ししましたが、財団法人の観光開発公社のいわゆる新法人化に向けた観光開発公社のあり方の検討をやはりここ1年ぐらいで方向性を出していく必要があるのではないのかなというふうなことで、これは継続的に話し合っておるところでございます。

それから、2つ目の鳥海山の物語づくりというふうなことでは、やはり観光案内板の整備を図る必要があるということで、これは町のほうで公共サインの整備計画を今進めてございますが、そのサインの整備計画とあわせた観光のルート設定をしていきたいというふうなことで考えてございます。

それからもう一つは、先ほど企画課長のほうから午前中の一般質問の中で食旅、いわゆる食と旅する事業について説明がありました。この食旅の人材育成事業については、今年度から遊佐ブランド推進協

議会の事業と連携して進めていきたいというふうを考えてございます。

あと、鳥海ブランドのPRについては、鳥海山というふうなことでのいわゆるネーミングのやはり認知というふうなことで、これは広域観光とも連携するのですが、いわゆる遊佐町だけのPRではやはり足りない。先ほど町長が申しましたが、秋田県の人には自分のほうの鳥海山というふうなPRをしているわけございまして、これは酒田市も含めて仁賀保、それから由利本荘と連携しながら鳥海山のブランドの確立をしていきたいというふうなことで考えてございます。

それから、やはりもう一つは、お土産品というふうないわゆる特産品の開発については、もう少し的を絞って開発をしていかなければならないのではないかと。今年度特産品の新規の申請で、51品目ですがの推奨をしたわけですが、その中でいわゆる常時つくれるもの、提供できるものは何なのかというふうなことで、すべて51品目が常時必要な方があった場合提供できる体制ではないというふうなことから、やはりある程度の区別をしながら特産品、土産品についても、PRをしていく必要があるのではないかなというふうなことが一応中間取りまとめというふうな状況でございます。

議長（高橋信幸君） 10番、堀満弥議員。

10番（堀 満弥君） 私から再質問させていただきます。

先ほど核となるものは何を考えているのかということで、町長からと副町長から答弁がありました。核は、鳥海山だというふうなことで、私もそうではないかなと思っておりました。やはり鳥海山は宝の山でもありますし、きれいな水、また湧水もいっぱいありまして、うちのほうの東部地区は月光川の水ではなく湧水で米もつくっておりますし、前は湧水米として販売したらどうかというふうなこともお話ししたことがあります、やはり今は無農薬というふうな米をつくっていますので、そういうふうには実現しなかったわけですが、全国でも湧水で作付している、きれいな水、おいしい水でつくっているやつはめったにないのではないかと、そう思っております。

また、先ほど副町長からは、宿泊施設を連携して車で送ると。登山口まで送るというふうな話がありましたが、これは各宿泊施設、遊佐にどのくらいあるのかわかりませんが、そこに泊まっているお客さん、登山するという方は何人かいれば、その宿泊施設からどこかへ電話すればそこまで迎えに行くようなシステムになるのではないかと、そう思っているのですが、その辺はどのように考えておるのか再質問いたします。よろしくお願いいたします。

また、しらい自然館の持っている特性や機能を十分発揮してもらいたいということで質問したのですが、グリーンツーリズムの拠点、先ほど町長からは評価をいただいているというふうな答弁がありました。

また、車も私持っていないかなと思って、車も必要不可欠ではないかというふうな質問しましたが、7人乗りのマイクロバスがあるということは、私は知りませんでした。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたしますと思います。それも、7人乗りではちょっと小さいかなということもありますので、これも検討していただくようなお話もありましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、しらい自然館の利用はということで質問したわけなのですが、宿泊施設でということで、昨年は一般人の利用が1,900人、これがやはりきのう8番議員の土門さんから質問がありました。遊佐町に

はグラウンドゴルフ場はないのだと。あれは、河川公園なのだという答弁がありましたが、何とかしら
い自然館の上のほうに公式戦のできるグラウンドゴルフをつくっていただければありがたいな、そう思
っております。あそこには大きい杉林や雑木もいっぱいあります。きのう稲川の小学校のグラウンドに
そういう要望があると聞いていましたが、あそこには木もはえていませんし、平らで、何のグラウンド
ゴルフをやってもおもしろくないのではないかと、そういうふうに思っておりましたので、何とかこれ
も検討していただければありがたいと、かように思います。

また、さんゆう、サングリーンの周辺は、水がくむ人でにぎわっているというふうなことがあります
が、遊佐町には加工所がないのです、これといった加工所が。それで、この前聞いた話によりますと、
さんゆうの加工所もこのまえ保健所が入りまして、何かだめだと。加工していいのは、笹巻きとエゴマ
ペースト、これだけだと。味つけたりするのは絶対だめなのだと。でも、この前係の人に聞きにいった
ら、そばも今月いっぱいでもう期限が切れるそうです。だから、また申請を出してやるのだと。その申
請が出さなければそばも売ることでもできなくなるのだということで、いや、簡単ではないのですかと。
あの加工所のほうを1部屋仕切ってやればできるような話をしている人もいますのです。ですから、きの
うちょっと課長にもお話ししたのですが、話の流れできょう出てしまっても大変申しわけないのですが、
農協でもその仕切のお金がかかる場合、町でもお金ないのではないかとと思っているから、農協でも少し
負担してもいいですよというふうな前向きなお話もありますので、これもいち早く検討していただけれ
ばありがたいと、かように思います。

また、あのサングリーンの体験の家ありますが、先ほどもお話ししました福島県の花見山という、
「るるぶ情報版」これに書いて載っていますが、物すごく一山が個人の山で、先ほどもお話ししまし
たが、だんごよりも話なのですというふうなことだそうです。花見山の開花シーズンには、花見山の遊歩
道などにボランティアガイド、ちょっと紹介しますが、福島花案内人が立ち、花見山の歴史や花の名前
を観光客に説明してくれるのだそうです。その登録している人が約120人もいるらしいのです。花見山
は、農家の阿部一郎さんという方が生け花用の材料を栽培している花木園で、美しい花を見て多くの
人に喜んでほしいと思うから無料で一般開放していると先ほども申しましたが、また山頂まで上がると1
周約1時間、桜のトンネルなどさまざまな道があり、1周45分コースとか1周30分とかさまざまなコ
ースがあるというふうにここに紹介しております。花カレンダーもありまして、2月の上旬にはロウバ
イから始まり、梅、ロウトウザクラ3種が3月上旬、4月上旬まで、ヒガンザクラ、トウカイザクラが
4月上旬から20日ごろまで咲いているらしいのです。ソメイヨシノは4月10日から20日ごろまで、ハ
ナモモ、八重桜が4月20日から4月30日ごろまで、花見山は約3カ月間花を見られるというふうなこ
とのようにです。ですから、サングリーン、農園体験もいいのですが、あそこの山にそのような花を植え
たら、下から上まで見通しがききますので、さぞすばらしいのではないかと思います、町長はその辺
どう考えておるのかお聞きします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 今のサングリーンですか、私もこれだけのエリア、ただただ笹が生えていて一
部だけしか畑に使っていない、何ともったいないことかと、地域の核となる意味で活用したいのであれ
ば、無料ででも町としては提供できればいいのかなと。そして、花を植えて草花を眺めながら喜ばれる

花咲かじいさんというのありましたけれども、そんな地域に育てて、町民とみんなでやれないのかなという思いはしています。担当の当時の産業課長には、そんな花でも植えられないのかなというお話ししたことも就任当時ございました。それについて、また後ほど担当のほうから答弁を求めたいと思います。

また、しらい自然館の活用について、きのうのグラウンドゴルフとまた2つが要望出てきたということで、グラウンドゴルフ場だらけというわけはいかないのでしょうか、あのエリアの活用というのですか、やっぱり子供たち今特に県の青年の家がオンシーズンだけ営業と。オフシーズンになるとあと閉じてしまうという、ことしからそのような現状でございます。そうしますとき、たしか我が町では元の教育委員長さんが武蔵野市とかいろんな小学校との交流を今でもずっと続けておいでいただいているのですけれども、どうも宿泊が近傍のほうに泊まってから遊佐町を体験来ているというような話も伺ってありました。できれば、自然館等活用していただければ、非常に我が町にとっても、我が町を体験してくれる若い世代がふえるということがすごくありがたいのかなと思っていますので、それらについても活用、何が不足しているものかは地元の皆さんとも議論申し上げながらしっかり進めていかなければならないと、このように思っております。活用していただくのは、あそこ使っていないときは、グラウンドゴルフ幾らでも多分設備は持っているのではないかと思いますので、地域の皆さん、どうぞ活用いただければと思っております。

さんゆう等の問題と、それからバスの問題と、企画と産業課長のほうから答弁をいただきます。

議長（高橋信幸君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

今副町長が申し上げたバスの関係でございますが、実は2つこの間の戦略会議の中でまとまりまして、1つは観光施設間の周遊バス、これは基本的には土日、祝日を中心にして遊佐駅を起点にして各旅館、ホテル、宿泊所回って、例えば鳥海山の登り口まで行くとかというようなイメージで考えております。これは、来年度以降具体化したいと思っておりますが、最初の実証実験でやりたいというふうに考えていますので、まず無料で考えております。ですから、これまでいろいろ旅館業法との関係で旅館のバスで送り迎えをするというのはなかなか難しいところがありましたので、そういったところがカバーできるのではないかとということと、もし一定の需要があるならば、旅館、ホテルの段階でもう最初から希望をとって、その希望に合わせてデマンド的に回るということも可能ではないかというふうに考えておりまして、これが来年度から考えていく予定にしております。

それからもう一つは、JR遊佐駅の発着の企画切符でございますが、ご存じのとおり庄内一東京フリー切符というのは、今は酒田発になっておりまして、酒田から遊佐に帰ってくるときに700円ほどかかるということで、東京からこちらに来るときは遊佐駅まで同じ料金で来れるのですが、こちらから東京に行くときは逆に高くなってしまったということがありましたので、この改善をJR新潟のほうにお願いをしておりまして、ことしの秋から2万2,000円で統一されることになっております。この切符と、観光施設間の周遊バスを組み合わせると、1つの観光商品ができるということが考えられますので、この2つを組み合わせると鳥海登山、あるいは町内観光するという形で新しいパッケージ商品ができるということ想定をしてこの周遊バスの実験に取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋信幸君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 先ほどのさんゆうの活用の関係、さんゆうとサングリーンの関係なのですが、私もきのうお話を聞きし、ただ担当のほうに一応聞いた部分の中を回答いたしますと、今までさんゆうの活用については、体験という形とあとそばの関係で活用していただいておりますけれども、21年度、そばの関係では約342人の方が利用されているし、その他ということでエゴマペーストとか体験についても、約110人ぐらい活用なさっている状況にあります。

その中で、先ほどありましたが、食品衛生法の許可の関係今月いっぱいということがありましたけれども、今までどおりそばの許可については問題ないし、笹巻きとエゴペーストについても同様な形では受けられると話を話なのです。ただし、今笹巻きについても、加工的に物を含んで入れて笹巻きのもちと一緒に入れて、豆入れたり何だりするということとはできないと。そのためには、施設の加工品の場所とかという形では、施設に2つか3つの部屋をつくって許可を受けないとつくることはできないという話を聞いております。現状からいきますと、あの施設の今すぐ加工する施設を区切ったりすることができない状況にありますので、その辺は対応をこれからしていきたいと思いますが、ただし今の施設につきましては、町でつくった施設でありまして、その中に他団体のほうから資金を入れて加工する施設をつくるのはどうかなというふうに自分としては思っておりますけれども、その辺は内部で検討していきたいというふうに思っております。

また、サングリーンにつきましては、先ほど町長も申し上げましたが、町が率先してあの施設について花とかいろんなものを植えることがいいのかどうか。できれば、町民の方たちの中でボランティア的に協力し合っていていただいて盛り上げていただければ、水をくみに来てくれる方たちが多くいますので、その方たちから協力を求めることも可能だと思いますし、もしつければPRにもなるのではないかと、うふうに思っております。

以上です。

議長（高橋信幸君） 10番、堀満弥議員。

10番（堀 満弥君） 今両課長から答弁がいただきましたが、遊佐町には先ほども言いましたが加工所がないと。

何か町長前、遊佐の真ん中に加工所はつくらなければならないというような話がちょっとしたときあったのではないかと今思い出したのですが、その辺のことをどのように考えているのか再々質問いたします。

また、さんゆうでエゴマのペーストと笹巻きそのもの自体はつくれるけれども、総菜はできないというふうなことでしたが、徐々に、町長の話、今答弁で、遊佐の真ん中につくるというふうなことであれば、何も無理してさんゆうにつくらなくてもいいのではないかと、そう思いますので、町長のこれからの答弁を期待したいと思います。

また、今バスのことですが、企画課長から答弁がありましたが、来年から一定の需要があるならデマンド的にやるというふうなことを答弁もらいましたが、その辺のことをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終了いたします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） まさに地域おこしの加工所、農産物の加工所、できれば町の真ん中につくりたいと私はこれずっと選挙の前から申し述べていました。

特に私の地元のＪＡさんの倉庫をお借りしているもちの加工所が大変古くなって、逆に言うとその販売しているところからなかなか自慢できるような施設ではなく、古くなってしまったという経緯も伺っております。その辺、実は昨年ＪＡさんが解体しました。かつての健康管理センター解体の時点で、専務さんと加工所の建設認定の申し入れ等こちらから行っていました。その辺の経緯については、遊佐ブランド推進協議会引き継いでいますので、創業支援センターで引き継いでいますので、企画課長のほうから答弁いただきます。

議 長（高橋信幸君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

農産加工所の建設については、町長マニフェストにも載っておるわけでありまして、この検討をことし早々から実は株式会社と一緒に going しております。この間、先月青森に農産加工所の調査に行っておりまして、ちょうど私行けなかったのですが、さまざまな補助金を活用して農産加工をやるという施設でございます。それは、第三セクターが経営しているものでございますが、１つのものを年間つくり続けるということではなくて、しゅんのものを順次１年間つくるということで、それで経営的にその第三セクターが行っているホテル、あるいは直売所で売っていると。そして、余ったものについては、館外に販売をするというシステムをとっているそうであります。もちろん地元のものが原料になっているわけですが、こういったものを想定して今準備を進めているところであります。

それから、新パッケージ事業の中でも、このことを念頭に置いたさまざまな工夫を考えておりますが、先ほどの質問の中でもありましたチャレンジショップ、あるいはチャレンジキッチンという形で加工所がつくられれば、１つの形態としてあり得るのではないかなというふうに思いますし、また新パッケージ事業ではことし大好評いただきました耕作くんのをできれば地元でつくると。そこに雇用を１点生み出すということができないかということも念頭に置いてやっておりますので、それらを統合した形でできれば一番いいのではないかなというふうに思っているところです。

いずれにしても、農産加工所が必要だという認識は皆さん同じだと思いますので、できる限りその実現に向けて準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

バスの関係でございますが、今のところ実証実験で無料ということを前提としておりますので、どこに行くとかあるいはコースをどのようにするか時間帯をどうするかというのは、基本的には自由でありますので、骨格が固まり次第それぞれの旅館とホテルとの話し合いをして内容を詰めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（高橋信幸君） これにて10番、堀満弥議員の一般質問を終わります。

3 番、高橋透議員。

3 番（高橋 透君） 3 番議員の高橋透です。鳥海国定公園の区域及び計画の変更が行われているので、今後町としては、郷土の宝である鳥海山をどう町政に位置づけていくのか質問いたします。

山形県と秋田県にまたがる鳥海国定公園は、昭和38年7月24日に指定されました。今回国は、四十数年ぶりに公園区域全体を対象にした見直しをしています。我が遊佐町においては、主に吹浦地区において変更がありました。本当のところ私は、最近までこの公園の計画変更を知らず、別の案件調査の過程で知り得たわけですが、見直し段階で地元住民への周知は行われていたのか疑問です。また、公園計画の変更後に一般の閲覧に供されていたのかも知りません。このような本町にとって重大な出来事が議会で議論さえも経ないまま決められていたとすれば、非常に残念に思います。

吹浦地区においては、沿岸から数百メートル先まで自然公園法で守られています。以前冬の風雪で外壁が傷んだ公民館を黄色のペンキで塗ろうとして許可されなかったことがあります。それほど公園法による規制が厳しい地域です。そのために、風力発電やゴルフ場の開発は実現しませんでした。観光開発をするためには、自然公園法はネックになります。半世紀近くその縛りが遊佐町を長野県の軽井沢のようないリゾート地にすることを拒んできました。地元では、公園区域から除外してほしいのですが、それがかなわないうちについに限界集落となってしまいました。

自然公園法は、自然の保護とその利用の増進を図ることを目的としますが、内外の環境情勢を考慮した場合、環境保全と開発行為とのバランスが問題となります。今から20年以上前に、当時第3種特別地域と普通地域であった女鹿から小野曽あたり一帯を区域外へしなければ、将来遊佐町の観光開発は大きくおくれをとると主張しましたが、だれも耳をかしてくれませんでした。今回の計画の見直しによって、ようやくその一部が区域外となったようです。一方、標高約350メートルの杉林や落葉広葉樹林帯にあり、ハコネサンショウウオやトウホクサンショウウオが湧水等に生息している吉出山付近が国定公園の区域外であるなど、国や県の自然保護に対する行政のちぐはぐさが露呈しているように思えます。

昨年山形県は、秋田県とともに文化財保護法による史跡、鳥海山の指定を受けました。今や鳥海山は、遊佐町にとどまらない、名実ともに日本の宝となっています。鳥海山を父祖の時代から見守り続け、愛し、共存してきた民である我々こそが鳥海山を一番よく知る民でもあります。自然公園法の第1条には、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とするとあります。同じ環境法の中に自然環境保全法がありますが、その第1条には自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に給与するという憲法第25条に相通じるくだりがあります。自然公園法と相まって、自然環境保全法など、その他の環境法も含めた対策をとるよう県や国に強力に働きかける時期に来ているのではないかと思います、町長の所見を伺います。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 3番、高橋透議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問の趣旨の第1番目は、鳥海国定公園の区域及び計画の変更が行われていると。内外の環境情勢を考慮するときに、自然公園法の趣旨にのっとって環境保全と開発行為のバランスをいかにとっていくのかという、まさに今回の議会で5番議員、そして9番議員の一般質問にものっていることの根本のお話を質問出たと思っております。自然公園法では、すぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するものとされております。さらに、生物の多

様性の確保に寄与することを目的とした法律であり、鳥海国定公園区域は鳥海山を中心とする領域に加え、日本海の海岸線沿いと飛島を含めてその区域を指定しております。国定公園の指定は、環境大臣が環境都道府県の申し出により審議会の意見を聞き、区域及び公園計画を決定することとなっております。特別地域の受けたところに対しては、許可の必要な行為については法第20条において定め、県知事の認可を受けることとし、実施的に開発等の行為の制限をかけております。

その一方では私権、私の権利を制限することになることから、内外の環境情勢の変化を考慮しながら、法律の指定については指定権者との協議を行っていく必要があると考えております。本町においては、吹浦地区から遊佐東部地区にかけて第2種、第3種特別地域及び普通地域の指定を受けており、平成20年に計画の変更が行われております。議会にはこの説明は当時はなかったのではないかと私も思っております。この辺、これについては、けれども、地元の長期間の働きがあってようやく実現したものであり、開発行為……開発規制についてはやっぱり自然公園のエリアを拡大するというもっと大きな取り組みが必要ではないかと考えております。

次に、質問の2番目であります。昨年鳥海山が国の史跡指定され、いわゆる鳥海山物忌神社から国指定の文化財、国指定の史跡、鳥海山という史跡指定されました。自然公園法を初めとするその他の環境法も含めた対応についてどのようなものであるかという質問でありました。国の史跡指定については、我が町の観光にとってはまことに喜ばしいことでありまして、指定を契機に鳥海山の自然とともにくんできた歴史や文化が一層脚光を浴び、保全をされていくことを念願しております。国の指定に先立ち、町は環境基本計画を策定し、その上に立って遊佐町環境基本条例を設定しております。したがって、国の史跡指定があってもなくても、鳥海山の自然、歴史、文化は本町の宝であり、まさに先ほど堀議員が質問ありましたときに答えたように、次代に残すべき大切な地域の資源であると考えております。自然環境保全法は、自然環境の保全の基本理念、その他自然環境の保全に関する基本となる事項を定めるとともに、自然公園法、その他自然環境の保全を目的とする法律と相まって自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。鳥海山の植生、野生生物、地形、地質を初めしばしば軽視されがちな目に見えないものについても、これらを契機に調査を充実していく必要があると考えております。現在の鳥海山の開発規制方法としては、平成14年3月29日に県が指定している里山環境保全地域指定があり、本町の胴腹周辺が県の第1号として指定をされております。胴腹滝周辺の湧水を守る目的で、吉出、懐ノ内地内2.49ヘクタールを山林保有者等の協力を得て里山環境保全地域指定したものであります。町は、県に対してこの地域指定の拡大を要望しておりますが、土地所有者の同意が前提となっており、採石業者が同意をすることはなかなか難しいと考えております。こうした点から、鳥海山が国の史跡指定を受けたことにより新たな規制を行うことは国、県にとってそんな易しいことではないと考えております。

町の規制としては、環境基本条例の規制条項を受けて景観、地下水、湧水保全、自然生態系の保護などの視点で新たな条例の設定を行うことにより、一定の規制が現在の法体系の中でも多少は可能なのかなと思っております。しかし、そうした規制は、国と同調しながら県と同時に規制をかけることでなければ実効性は保てないのかなと、そのように考えております。山形県全体を見渡してみますと、蔵王の問題はすぐに、それは山形県全体の計画として県は取り上げてこれまできました。どちらかといえば、

秋田と県境に位置する我が町の鳥海山については、ほとんど県の問題としてこれまで取り上げることが非常に少なかったのではないかなと思っておりますけれども、このたびの6月10日に県が岩石採取の問題でしっかりと協議の場を設けていただくということは、やっと庄内のこの遊佐町の問題を県全体の問題として県が受け入れてくれたということを感じる時に、ああ、やっと声が届いたのかなという思いをいたしましたところ。まだまだ法律的な不備等ご指摘を受けているわけですが、町としては全力でそれらについては取り組んでいかなければと思っておりますし、それは地元の自治体としては当然の行為というふうに思っております。また、県議会、議員の先生、県議と語る懇談会等、そして広く庄内開発協議会、そして県の県政を語る会等いろんな形で各種団体、組織等の力をいただいて情報をしっかりと発信してまいりたいと、このように思っている次第です。

以上です。

議長（高橋信幸君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） きのうちから5番議員、きょうは9番議員ということで、個別の吉出山の案件については質問がありました。それに対して答弁が出ておりますので、あえてダブった質問はしないかと思いますが、なかなか先ほどの質問に対する、観光行政に対する答弁にもありましたけれども、遊佐町の環境の目玉が鳥海山であると。鳥海山がメインであるというような答弁がありました。やはりそういうことを考えた場合、長期的に鳥海山をどのようにして生かしていくのか。または、鳥海山のその自然環境をどのようにして保全していくのか、そのような具体的なやはり長期的展望に立った考え方がこれからは必要なのではないかというふうに思います。

しかし、これまでの答弁からすると難しいと。私も自然公園法、それから自然環境保全法など、等々いろいろ短い期間のうちに読んでみましたが、なかなかその採石法にかなうというか、採石法にセーブをかけるような条項というのはかなり難しいと。なくもないですが、それはちょっとやはり自然遺産に登録されるような、原生林を持ったそういう自然が対象のようでして、鳥海山には該当はしないのかなと。その法的な難しさというものは、短い時間での勉強でしたけれども、その中でもその難しさは理解ができました。しかし、難しいからといって手をこまねているわけにもいかないと。やはり何か行動を起こさなくてははいけないと。法律が最後の手段ですから、法律でもって決着をつけるというか、そういうことが自然なのかもしれませんが、それ以前に法律以外のことでその解決がつかないのかどうか。例えば3月議会で私は質問しましたが、いわゆる秋田県の業者がいるわけですが、やはりその業者単独でなかなか大きな事業を遂行することは難しいと。やはりそこに後ろ盾というカバク、金銭的なバック、そういうものがあって、前にも話ありましたが、町のほうに塩漬けになった岩石採取を行った跡地の買い取りを求めてきたことがありましたけれども、その続きの土地ということで、そこにはもしかしたら秋田県の保証協会が関与しているのではないかと。3月議会で前の地域生活課の課長に話しましたが、調べればすぐわかるということでしたけれども、議会だよりの答弁では、それは関係ないことなので、調査するつもりはないというような答弁でした。しかし、法律で規制することができないのであれば、やはり先ほども壇上でも申しましたが、秋田県と山形県が共有財産として持っているその鳥海山、それも史跡、鳥海山として両県でもって共同申請して認められたと。文化財保護法でもって認められたと、そのような共同作業が隣の県としてあるわけ

ですから、その辺のところを山形県だけで解決する、または遊佐町だけで解決するというのではなくて、昔から秋田県と山形県というのは、出羽の国ということで1つの国でもあったわけですから、その辺のところを連絡を密にして秋田県に働きかけができないのか。そういう場合には、なかなか遊佐町単独での交渉というのも難しいでしょうから、それは国会議員の先生とかそういう方に動いていただかなければいけないかなというふうにも思いますが、そういう手だてをすることはできないのかどうか、その辺町長どうお考えなのか質問いたします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、まだ町が私の判断で権限として判断できる権限であれば、議会の皆さんの了解をいただいて決定するということはそれは可能ですけれども、これまで二十数年間それが行われてこなかったということを振り返ってみるときに、やっぱり話し合いの場の設定さえも余りやってこなかったのかなと思っています。

やっぱり骨材のニーズは確かに国です。国の港湾が一番多いと思っています。そのような関係の中で、国は片一方ではやっぱり開発を求めながら、そして片一方では自然保護という形、そして地元が間に挟まって大変な思いをする。そして、どうもその現実的、感情的に、この議場という場は、法律で認められていないことも何でもやれというような発言を飛び交う場ではあってはならない。一定のルールのもとに法をしっかりと認めた、法に基づいて議論していかなければならない、そんな場ではないかと。町の議会であれ、県の議会であれ、国の議会であれというふうに私は思っています。そして、今県が実は四十数項目にもなる再審査の訂正ですか求めているわけです、業者に。ということは、これまでの申請の認可がどのくらい緩かったかというの、逆を通せばそのくらい県も一生懸命しっかりチェックをいただいているというふうに私は理解をしたい。そんな中で、秋田県にもと、これは全体、法律的には国の法律論まで最終的にはいかなければならないと私は思っております。国会議員の先生にも、ある方には悩みをご相談申し上げたときに、やっぱり最後は国だねという話は伺っております。そんな形の中で、秋田県、山形県、まず当該の我が遊佐町が所属をする山形県にご相談申し上げる。それが山形県が、では秋田県とみんな力を合わせてやるよと声かけるのは、私の立場よりもそれは、私が山形県を跳び越えて秋田県に声をかけるということ自体は、大変それはルールを、約束、信頼関係を損なうということはやりたくないの、県がしっかり頑張っていることに感謝を申し上げて、さらなる県からもお力添え賜りたいなと思っています。

一般人としては、感情的にすべてがだめですよという発言もそれは許されるのかと思いますけれども、私自身に、私の今の立場で法律を全く無視した発言をここで幾ら申し上げてもいいという立場ではないということで、法に基づいたお話をしっかりと、ガードがかたいとかいろいろ言われるかもしれないけれども、それを跳び越えた発言までは今は控えていなければならないのか。最終県から本申請に対する意見書等求められたら、それは当然環境審議会とかいろんな声は諮問しなければならないでしょうし、それらを踏まえて私が最終的にイエス・オア・ノーの判断をするというのは、それは当然のことですから、それについては期限が来たらしっかりといたしたいと思っております。先ほど三浦議員のときも申しました。情報がやっぱりしっかり伝わっていないということがまずどうなっているのか。それが一番判断の材料を提供しないことになる。情報しっかりと届くようにお伝えをいたして、そしてオーブ

んな議論の中でしっかり方向づけ決まっていればいいのか。そうしないと、合意点を見出すための努力をあきらめないで最後までやるということが我が町にとってはやっぱり、そして求めていくということが我が町にあっては一番大切なことだと、このように思っています。

議長（高橋信幸君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） 法を無視してというような話をしたのではないのですが、話し合いによって決着はつかないのかなという、話せばわかるのではないかなという、秋田県と山形県の話ですから、秋田県の県民からしてみれば、自分のほうから見る鳥海山が一番美しいと。私も、何度ももう聞かされていますけれども、あっちのほう、向こうのほうはそういう岩石採取でもって岩肌が露出しているというような場所は恐らくないのではないかと。

秋田県の人たちにこちらのほうまで来ていただいてその現場を見ていただくと。こっち側は秋田県ではないから関係ないではなくて、やはりその鳥海山という1つの山、裏も表も後ろも前もみんな鳥海山ですから、だから秋田県はこっちの山形県のほうは関係ないということにはならない。その逆もありますけれども、そういう意味ではこちらからの鳥海山の姿、すばらしい姿、一部を除いて。それを見ていただければと。そうしたら、気持ちがい少しは動くのではないかなというふうにも私は考えたりもするのですけれども、法律的にはかなり難しい。時間がかかるということのようです。だけれども、できる施策はないのかなと考えた場合、何かやはりその自然公園法はもう20年に見直しが終わってしまったと。大体原則は5年ごとということなので、今まではもう四十何年も見直されていなかったということを見ると、せっかく見直しがあったのに我々町会議員も地元の吹浦の人間として見直しを知らなかったと。ほかの人に聞いても、何か知らないという人がほとんどなのです。そういう意味で、一応その自然公園法の見直しがあるときは公示されると。一般の閲覧に供するというようなのが自然公園法の中にあるのですが、それがちゃんと県のほうで徹底していたのかどうか。資料は遊佐町のほうには来ておりますので、資料は届けたということなのでしょうけれども、やはりその地元の人間が知らないで法律が上のほうで決まってしまうと。一番鳥海山のことを知っている我々の頭越しにその法律が運用されているというようなことを考えた場合、憤りを感じざるを得ないというふうに思います。したがって、これから例えば見直し等ある場合には、やはり積極的に遊佐町にも関与していただいて、町長先ほど言っていましたけれども、積極的に町が関与してこなかったというようなことがありましたので、やはり宝の山、鳥海山、それに積極的にこれからは観光行政を考えた場合でも町が関与して、県あるいは国に物申すと。それは、ちょっと遠くて届かないということもあるかもしれませんが、物だけは申すというような姿勢というものがこれからは大切なのではないかというふうに思います。

現実問題として、国の法律というのは、なかなかやはり時間がかかって難しいと。自然公園法があるわけですから、その上に自然環境保全法をまた残りにかけるというのは不可能に近いのでしょうけれども、ただ県でもっていろいろ自然公園法とか、それから自然環境保全地域を指定できるということが法律の中にありますので、県と交渉してそういうものを推し進めるというような、そっちのほうで国を相手にするよりも早いのではないかと。これから続いて同じような案件が出てこなくもないということを考えて場合に、その鳥海山の横っ腹に穴をあけられたというような、そういうことがこれから起きない

ように、やはりできることは県あるいは町でもってやっておかなくてはいけないかなというふうに思いますが、その辺のところ最後の質問として伺います。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、話し合いの場、私つくっていきましょうよと。3月のたしか議会終了後に業者が我が町訪れました。そのときに開発と保全のやっぱり一定のルールづくり私はしたいのです。しっかりお力添え賜りませんかと言ったら、もうタイムリミットです。町まで訴えますと言われた記憶が、ついこの間です。3月の議会終わって終了時すぐのときに、話し合いもう少し時間もらえませんかねと。話し合った中で、合意もらえませんかねと。ちょうど社長が来ました。……社長ではない。専務さんと来たのです。だけれども、だめだということを後で言われたというふうに伺っております。だけれども、私は話し合いの場を求めていったということで、6月10日の県が主催する4者協議では町は積極的にかかわっていくと、そういうことを申し上げている次第です。

また、平成20年当時の法改正、私も当時議員でしたけれども、思い出してみますと、そういえば議会に全協にでもこのような説明はなかったと思っております。どうしても、いろんな環境保全等のセクションがありながらも、どこがそこを担当するかというのは、毎年毎年組織が変わったり、環境安全課があったり、いろんな形の中でそういう情報の提供がなかったのかなと思っていました。やっぱり私は、自分が就任してそれらを不足していると思ったので、いろんなことは議会の皆さんとはしっかりと情報交換しましょうよと。公開してくださいということで、風力に関しましても、この岩石採取に関しましても、これまでの情報等含めて、私も議員の経験がやっぱりありますから、議会に何でこんな情報が行っていないのだろうと不思議に思ったものですから、まずしっかりと提供したいなと、そういう自分なりの思いで情報提供はしっかり、そして意識の認識の共有化図りましょうということで、私は提供するようにしていますけれども、20年当時どのような形されたか、私もまだそれは知る由もないという現状です。

また、国のある代議士とお話したということは、実はそのとき国定公園のエリア拡大という手もあるのだねという話は、それはその先生はおっしゃいました。だけれども、何年かごとという見直しの中でいけば、そんな簡単ではないよねというお話もありましたけれども、ある国会議員のお一方にはそんなお話も申し入れをしたところでありました。

それから、ほかにあるのではないかということの質問でしたけれども、国土省の私景観法の問題、16年の6月18日できた法律の条文と、それから県の景観条例をちょっと調べてみました。そうしますと、国土法の法律によれば、県の景観条例をつくることを義務づけたということはありませんけれども、市町村が申請することによって、そのエリアを県が認めれば、景観条例のエリアとして認めるという、そのような法律もあったやに確認をいたしております。町が例えば県の景観条例にあのエリアは私有権のある土地ですけれども、その辺の所有者との話し合いのことがどうなるか、その辺のことは合意しないままに届け出るということは、これは不可能かもしれないですけれども、そのような景観法の条例があり、また条例のエリアの拡大全町を入れることも可能だというような法律だようでございます。そして、県に申請して県が認めればそこもエリアで景観条例のエリアに加えられると、そんなふうな法律も全くはなくてはならないということも私自身は認識をしております。ただ、県が今一生懸命頑張っていたい

ている中で、では我が町としては何が不足しているのかも今模索をしている最中です。議員全員協議会である野市ですか、東京都の。あの市で持っている条例と、必要なものであればどんなことであっても知恵を絞りながら設置をしていきたいなど。その節は、議会の皆さんのお力添えもそれは大いにかりなければならないでしょうし、ご理解もいただかなければならない。また、不足するものがあれば、それは新たに加えなければならないものもあるでしょうし、また庁舎内でも担当の部署含めて勉強はいたさせます。議員の皆様からも、議会の皆様からもしっかり情報提供等いただければありがたいと思っています。

以上であります。

議長（高橋信幸君）　これにて3番、高橋透議員の一般質問終わります。

6番、佐藤智則議員。

6番（佐藤智則君）　前回の3月定例会の一般質問同様にこたびも最後の質問者になりましたけれども、皆さんのお耳を汚すやもしれませんが、そのときにはご容赦をいただきたい、このように思います。

私は、こたびは吹浦海岸の流砂と申しましょうか、漂砂の堆積が大変な状況の中で起こっておりますものですから、そのことについて時田町長には初めてでございますので、この問題については。お考えやらをお聞きをしたく質問をさせていただきます。

遊佐の歴史をたどって顧みたときに、長き時代にわたる鳥海山の噴火の歴史でもあり、我が町の4大祭になっている諏訪部祭は、毎年5月15日に諏訪部翁の偉業を顕彰し、祭祀を行っている。また、西方にあっては、不毛の地と化した砂丘地に親子2代にわたり民の暮らしを飛砂から守るべく植林に心血を注ぎ、今日の豊かな里となる礎を築かれた佐藤藤蔵翁の偉業を顕彰し、毎年11月10日に祭祀を行っております。いずれにいたしましても、江戸、明治、大正、昭和と時代変遷における先人の英知、英断において現存する我々の安寧できる暮らしぶりがこのような歴史上からも知ることができる一例ではあります。しかし、今日多様な豊かな恵みをもたらし、営々とこの遊佐の地で生きることの恩恵に浴してくれる鳥海山、その山ろくにおいての岩石採取は、想像を絶する採取の状況であり、町内外の多くの人々が将来を憂う渦中にあります。一方、白砂青松の地、吹浦海岸にあっては、松くい虫による松枯れが平成13年から18年ごろには大きな被害となり、現在は全町的に減じている状況にはあるが、被害の報告はいまだにあり、伐倒、防除等の継続的な対策がなされております。

さて、陸地から海に転じてみますと、全国的に海岸線の侵食や磯焼け、エチゼンクラゲや赤潮の発生のさまざまな報告がなされております。特に海岸線の侵食と磯焼けの対策については、国とそれぞれの都道府県が取り組んでいるものの十分とは言えません。山形県の海も例外ではありませんし、平成19年の汀線検討会の資料でも、浜中地区海岸と比子地区海岸についての報告がなされております。その報告書の中で、大きな変化を見てとれるのが酒田港と吹浦漁港の新設する以前と以後の状況の違いがこの資料からもわかります。現在比子地区海岸の侵食は、一部あるとしながらも、大きな変動はないしております。しかし、我が町の場合はその以北に近未来危惧されてならない現状があります。吹浦漁港内の流砂の堆積や月光川河口、十六羅漢以北の砂の堆積する頻度、そのスピードが近年著しく感じられてなりません。現に二見ヶ浦は陸続きの岩礁となり、釜磯海水浴場にあっても、先端にある岩は以前は泳い

でたどり着いたものでしたが、今は泳いでいかなくても行ける、異常とも言える漂砂の堆積の状況にあります。このような漂砂進捗であれば、完全陸地化するのもそんなに遠くない年月であろうと思われます。それを自然の摂理と抱くのであれば、それは行動なき愚策と言わざるを得ません。ましてや、未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産100選の選定は、単なる十六羅漢の岩に刻した像だけによる選定ではなく、周辺景観及び漁村風景における選定だと思われますので、これらの選定趣旨からしても、このような変容していく様は未来に残したい漁業漁村とは全く異質なものを次世代の人に引き継がせることになります。このような景観の変貌は、我々が陸地から感受するものであるが、本来最も危惧されることは、海そのものの生態系や漁業であり、特にノリ、モズクの海藻類及びアワビ、サザエ、ニシバイ、そして日本一おいしいと自負してやまない岩ガキなどは、岩礁やそこに生えている海草がなければ生存することが存在し得ないだけに、漂砂による砂の堆積は近未来の遊佐町漁業存亡にかかわることとあります。漁業者のなりわいを衰退させ、町民の誇りとする豊かな海を将来に禍根を残すことは、決してあってはなりません。今日まで取り組んできた経緯からしても、難題であることは理解できます。しかし、我々が先人から引き継ぎ、享受してきた自然豊かな遊佐の地を後世に引き継がせることは、我々の責務であります。国の後押しや管理者である県と十分な連携をとりながら、存亡の窮地にならないよう傾注すべきと考えますが、これらについて町長のご認識と見解を伺い、壇上からの質問いたします。

議 長（高橋信幸君） 6 番、佐藤智則議員への答弁を保留し、午後 3 時 5 分まで休憩いたします。
（午後 2 時 4 3 分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午後 3 時 5 分）

議 長（高橋信幸君） 6 番、佐藤智則議員への答弁保留しておりますので、町長より答弁を願います。

時田町長。

町 長（時田博機君） 一般質問最後の佐藤智則議員に答弁をさせていただきます。

漂砂堆積による吹浦海岸の現状、どう見ているのか。そして、今後の対策についてという質問だと思っております。国は、地方分権一括法なるものを調えました。そして、国と県と地方は、まさに対等な関係でありますよとは位置づけてはいるものの、鳥海山、そして日本海、そして海岸線を持つ、抱える我が町にとりましては、対等な関係とは申せ、県の大きな力を本当に発揮していただければならない町であります。そして、吹浦漁協の堆積の問題については、登録漁船の吹浦漁港内の砂堆積については、登録漁船の出漁にも影響与えるため毎年、毎年浚渫を繰り返し行っているのは、議員ご存じのとおりであります。特に春先は、港内が砂に埋まりまして、それに対しとりあえず航路だけでも確保することが、確保しているだけという現状だと理解をしております。

山形県が行っている浚渫のサンドポケット浚渫では、平成19年から20年度で5万5,410立方となっておりますが、流砂の堆積原因はいまだに特定をされていません。私は、就任以来2カ月のときにありました庄内開発協議会での意見を申し述べ、そして県に緊急に要望事項として流砂に関する調査、そして防止を申し入れをしたところ、それが取り上げていただいたということがありましたし、昨年のたしかあは吹浦祭りの船みこしの反省会が西浜の公民館で開催されておりました。実は、その日にちょうど私は同じ時刻にその砂の堆積、いわゆる月光川の河口、あれではもう危機であるという認識を持ちましたので、地元の遊漁船の組合の皆さんと現地で話し合い、視察の時間を持っていたところでした。そうしたら、ちょうど県会議員と町議会、地元のお3方が西浜の公民館においてになるというお話でしたので、私が直接公民館に出向いて現地と一緒に視察をして、県会議員にも要望したのがちょうど1年ちょっと前の現状であります。私は、あのままにはほうっておけないと思ったからあのような行動をとったということでございます。こうした流砂は漁港、そして河口のみならず近隣の岩場にも堆積しながら、特に最近目立っているのが出羽二見が大変失われているということと、また漁業関係者については岩ノリ、アオサなど定着性の高いものに影響が出始めているとの指摘を受けております。流砂と漁業との関連については、特に漁獲に影響があるというところまで特定はなされておられませんけれども、地域エリアが失われるという現実をしっかりと認識し、詳細を把握して景観、環境、海流、そして内水面漁業への影響など、注視していかなければならないと思っております。

月光川河口域から釜磯海岸までの砂の堆積につきましては、まさに平成21年度は地元の方から大変なご指摘がありました。遊漁船のスクリューの破損事故、20年に1件、21年度に2件発生しておりますし、事故以外の問題点としては一部の漁船、遊漁船が旧漁港よりなかなか出漁できないとか、河口域の水位が浅いためにいろんな被害が予想される。そして、サケの稚魚等なかなか海までたどり着けない。その間に海鳥などにとられてしまうと、そんなこと。そして、磯場へ砂の堆積による遊佐の名産であります岩ガキ、そしてアワビの生育域の藻場が減少して、そして漁業者にも大変迷惑をかけるのではないかと心配をしているような意見がなされておりました。堆積区域を申し上げますと、西浜橋から河口の二見までと、二見から釜磯海岸に集中しておりますが、特に釜磯海岸付近に大量の砂が堆積しております。これらの現状、そして原因について見ますと、特定はされておられませんけれども、吹浦漁港の浚渫による砂の海洋投棄、いわゆる農水省所管による漁協等は海洋投棄が主なものと位置づけられる点、そしてその地点からまた冬の季節風によって押し戻されるのではないかというお話も伺ってはおりますが、確たる原因としては特定は県はしていないようであります。これらの現状について、山形県や農林水産部長、県会議員、庄内総合支庁等の現場調査も行われましたし、そして地元の小型船の船舶の安全協会やサケの漁業組合、そして岩ガキ増殖組合からの陳情を受けたことから、庄内総合支庁水産課に要望いたしまして、浚渫をやっていただきました。

遊漁船の出入りの問題だけでこれらが解決することはまれであろうと。やっぱり吹浦地域の高波などによる河床の上昇による浸水のおそれ、防災上の視点からと、内水面、サケ放流等への悪影響をメーンにお願いすることがよいであろうという視点から申し入れをしました。その以前に、実は山形県の遊佐小型船舶安全協会の単独の事業で航路浚渫40万円、その組合の皆さんの拠出によりまして実施をしていましたが、その後21年6月の補正によりまして予算がつき、9月25日に県の事業を一応は完了を見

たところでありました。ところが、1年たった現状を見ますときに、またもとに戻ったのかなという心配をいたしております。今後とるべき対策としては、いろんな複合的な原因によってこの事態の発生を考えておりますので、しっかりと県にお力添え申し上げ、現状把握と対応を検討してお願いしなければと思っておる次第です。

福良海岸線の管理については、福良漁港区域を庄内総合支庁水産課、女鹿漁港は町が管理をしております。県から借り入れをして、お借りをして町が管理をしております。漁港区域外の海岸線は、施設及び護岸の管理を庄内総合支庁河川砂防課が、許認可を庄内総合支庁建設総務課が行っております。また、月光川河川域は、吹浦漁港区域にあり、それ以外の海域は女鹿漁港区域を除き県が管理を行っている現状であります。平成21年度の月光川加工域浚渫量は約1万3,000立方で、9月25日に完了いたしましたが、完了後わずか4日で河口域は大変な流量でまたもとに戻ってしまったというふうに伺っております。河口域の砂堆積が十六羅漢や釜磯海岸に確実に拡大していることを憂慮しているところでございます。

平成22年度、山形県による河口域流域の浚渫は、当初予算では予定はされておられません。しっかりと県議と県政を語る会等機会を設けて要望してまいりたいと、このように思っておりますし、漁港センター海域には岩ガキの増殖場もございますし、河口域の遊漁船スクリューの破損事故については、平成22年度5月現在で幸いにも発生しないという報告をいただいておりますが、県に対して単年度に終わることなく引き続きの浚渫要望してまいりたいと考えております。

漁場の整備につきましては、平成21年度から5カ年計画で環境生態系保全活動支援事業として保全活動を実施し、藻場を造成することで多様な水産生物に産卵場や幼稚魚の保育場、飼料を提供し、漁獲生産の向上に寄与するとともに、水質浄化等の多面的、広域的機能を十分に発揮させ、地域住民に便益をもたらすことを目的に女鹿漁港北部の旧女鹿ドライブイン北部の入り江に0.5ヘクタールの藻場保全区域を設定し、漁業者を中心とする吹浦地域藻場保全活動組織により、アカモク等の海草、いわゆる藻場をふやす保全活動を展開しております。この事業は、魚の産卵場、稚魚の成育場及び水質浄化、磯焼け拡大を防いで漁場の再生に少しでも役割を果たすことはできるのではないかと考えております。組織の構成員についても、30代から50代までの若いメンバーが中心でありまして、漁業生産活動においてもこの組織が中心になる可能性があることから、期待をしているところでございます。海岸における岩場に藻場を増築する事業で、藻場の保全活動を2市、いわゆる鶴岡市小波渡地内と、それから酒田市の北港地内と、そして1町、遊佐町それぞれの場所を選定し、平成21年度には吹浦漁港にアカモク等の種苗を投入し、藻場として育成をいたしております。平成22年度から藻場設置予定の女鹿地先で岩盤清掃、藻場設置、食害生物の除去による藻場の造成を実施してまいります。1年間で190万円の事業でございますが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の事業となっております。町としては、漁業者への直接的な事業という形では何年かぶりで取り入れた事業でございます。しっかりと国県等、いろんな事業をこの地域にも活用できるよう地元の漁業家、そして若手を育てられるような町にしっかりと足腰を強めてまいり、そして情報等もしっかりと早くとれるような町でありたいと、このように思っている次第です。

以上であります。

議 長（高橋信幸君） 6 番、佐藤智則議員。

6 番（佐藤智則君） 町長からある意味多面的な説明とでも申しましょうか、いろんな海に関して、また河口、漁港、さまざまな多面的な事業の説明等々も入りまして説明をちょうだいいたしましたけれども、実は私が今回の質問のテーマとしておりますこの流砂と申しましょうか、漂砂というか、漂う砂という漂砂と申しましょうか、このことについてやはり前町長にも正直申し上げ、20年の12月定例会で質問いたしております。そのときに、前町長が……これは議事録にちゃんと載っていますので、前町長がそのときに山形県の漁港、漁場の協議会の会長を私今仰せつかっているというような答弁もございまして、そういうことの立場のある状況の中で、やっぱり自分自身も吹浦のこの海岸というものは大変心配しているというようなお話のいろいろ答弁がなされております。

これは、もちろん今時田町長からも答弁の中でありましたように、管理は例えば吹浦の今の漁港なんかは県管理でありますし、河川はもちろんそう、沿岸もそう。そんなことで県管理でありますので、やはり県と町とがしっかりとお互いの信頼関係の中でこういった事業に取り組んでいく基本的なこと、それからこれだけの大きな原因が正直申し上げてわからぬというような状況の中で、やはり国の後押しをいただかないと、なかなかこれは解決というか、鎮静化するとでも申しましょうか、なっていない。当然大変な工事とかになれば予算が必要な状況になってくるわけですから、やはりこれは国の力をもちょうだいをいたしないと、さらにいただかないと、こういった根本的な解決には結びつかないのではないだろうかと思っております。

例えば今まで前町長なんかの答弁の中に、では全員というものはこういうことなんかもあるのではないかということのお話の中で、自分もやはりそういうようなことを話をいただいたときにそうかというようなことのまず1つ。月光川ダムがあれたしか昭和47年でしたか、あれ。ちょっと年月定かでありますけれども、完成しました。月光川ダム、治水ですから、当然そういった洪水等の被害を食いとめる、そういった目的を持っていますから、当然といえば当然なのですが、そういえばこの間ブルーラインの開通式に向かうマイクロバスで本宮課長ともちょっとそんな話になりましたが、以前ダムがないとき、当然我々農家ですから夏場になるともう毎年大なり小なり洪水ありました。洪水が起こるということは、それだけの河川水量が莫大な水量と力を持っています。ですから、あの当時はやはり吹浦河口のあの河口近くの土砂、砂というものを沖合に押し流して年々そういった状況の繰り返しの途中で、すぐ近くの沿岸にはなかなか堆積するような状況というものはあの当時ない、そういったことがあったのではない。それがやっぱり月光川ダムが建設されて、その以後大水だといっても昔のような大水ははっきり言ってありません。ところどころちょっと箕輪の周辺なんか田んぼが水ついたなんていうのはありますけれども、昔のように一面もう湖のような状況になるような水田なんていうのは、まずここ近年ありませんし、ということは月光川河口、あそこにああ、ことしいわば一番の洪水なんであるまいかなんていったって、あその土砂を沖合まで運びだすというか、押し出すというか、そういったことの状況の水量はここ近年ないから、皆さんご存じのようにあの河口域には土砂がたまっていく一方だ、そういったことの説もあります。

それから、海にあっては、酒田北港という新港ができて、そしてあその新港の設置によって、例えば遊佐町に入れば日向川の右岸からずっと突堤が今現在7つぐらいでしょうかありますけれども、

最初のころもう侵食が激しくてこれではとてもではないがこのままでは砂場がもう侵食でなくなるとい
うことで、突堤を最初のときは6本でしたかあれ設けましたよね。大分とまったかに見えたのだけれど
も、私もきのうしばらくぶりに行ってみました。その中で、日向川の右岸のやつが第1号とすると、2
号と3号の間でしょうか、大分やっぱり侵食されている状況があって、そこに三角ブロックか四角かわ
からぬけれども、コンクリートの構造物でずっと海岸線侵食防止のため積んである。ああ、ここが一番
ひどいなというようなところがありましたけれども、どんどん北に行けば行くほどに逆に今度は砂が堆
積する状況、いわゆる停船が沖に出ていくわけです。そういった状況があります。だから、北港のでき
たその以後にああいったことがすぐ起こりましたから、やはりそれも1つの影響ではないだろう、原因
ではないだろうかと言われております。

それから、やっぱり近年自分なりに考えてみたときに、河川の水量、以前よりも少なくなっているの
ではないだろうか、そんなふうに、ふだんの水量少なくなっているのではないだろうか、そんなように
私なりにずっと裏の高瀬川なんかを見たときにも感じております。

そこで、伺います。今浚渫の話ちょっと申し上げましたけれども、平成19年の停船検討会の資料が私
ども議員にも配られました。それを見ても、こういうようなところがあります。浚渫土砂のあの沖合に
捨てるのは禁止します。手当に禁止してください。禁止を徹底しましょうということで、この資料には
載っています。そこで、昨年度、21年度も浚渫、町長からも答弁ありましたけれども、21年度の浚渫
の土砂はどのような状況で処理なされたのか、これ1つ。

それから、町はいわゆる私が質問しているこういった堆積をする状況、こういった月光川右岸からの
以北、あの堆積していく状況なんかをかんがみたときに、こういった要望を県に申し上げてきている
のか、これを1つ。

それから、町長がちらっとお触れになったようですが、私もこういったことは現場の人、いわゆる生
の声ですね、漁師の方、漁師の方と極力回数お会いをして、いろんな話、ヒアリングを持つ。ふだん
の話でもいいからいろんな話を聞く。生を声をそこで営んでいる方々が今こげだぞといった実態をやはり
町もしっかりと知る、そういったことが私は大事だと思っておりますので、そういったことがなされて
いるのか。また、なされたときにこういった意見が多いのか、この3つまず伺います。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私も、平成20年当時の佐藤智則議員が前町長にこの場で質問したとき後ろのほ
うで聞いておりました。

だけれども、あれは議論はなされたけれども、では町としてどのようなアクションを起こしたかとい
うと、私はほとんど起こさなかったというふうに理解をしております。私は、県ではそんな漁業のすご
いポジションを何も持っておりませんが、原因については今議員おっしゃいましたけれども、まさに原
因についてまず県で調査してくださいよと。専門的な学者とか研究者入れないことには、仮の想定でい
くだけではだめでしょう。それも、複合的な課題があるでしょうということをお願いして、調査を依頼
して、そして防ぐ手だてはどのようなものがあるのか検討していただかせんかというお願いを県には
要望としてしております。それから、行動としては、21年度は海岸の浚渫を、あの吹浦の河口始まって
以来と言われる浚渫を行ってもらっております。行動しております。そして、沖捨てはだめですよと

われる中、実は農水省の管轄の漁港については、沖捨てが基本というふうに言われておりました。国土交通省は陸揚げ、陸上に揚げるといふ形、なかなかその国の行政の垣根が高く、国土交通省のやり方が農水省に現在でも通用していないという行政の垣根を非常にお隣の酒田の阿部市長に教えていただきまして、でも、では比子の海岸に浚渫した砂を持っていってください。侵食されているというお願いをして、実行していただいております。

それから、これは当然やる場合は現場との話し合いなしで行政が主導するということはありません。当然地元の声を聞きながら、だけれども、予算の範囲でしかしていただけなかったという現状。質問に関してはどんな要望したか。それから、現場と話し合いはどうでしたか。そして、平成21年度の浚渫に対して海洋投棄はだめですよと言われたけれども、それ譲れない点では実は比子海岸に、侵食のあるところに投棄をしていただいたということでございます。我が町では、歴史的に見ればダムのお話もありましたけれども、町としては比子海岸等浚渫等が非常に厳しいという形で、私が議会にきた当時はあれはヘッドランドというのですか、ヘッドランドをかなり何本か海岸線に出していただきましたけれども、一番北のほうに来れば来るほどもう砂浜とも近くなっているという現状、あれだけの現状と、また西浜海水浴場があれだけトイレつくったときからあんな遠かったのだろうか、海の海水浴する場所が。まさに日本の陸地としては、国土としてはあの辺ふえているのかもしれないのですけれども、10年単位で見れば相当量の移動が起こっているのかなと思っております。ただ、原因は素人がやっても結論づけることはほぼ不可能という認識をいたしておりますので、私は県、国がやっぱりしっかりと行っていただけるものだというふうにしかなっておりません。町であれを原因究明するため、それだけの予算を投入できますかといっても、議会の皆さんが多分了解しないのだろうな、そのように思っている次第です。

危機だと思ったからこそ地元に出向いて、そして県議の皆さんも来ていただいて、そして実行まで移しました。実は、国土交通省のケーソンの工事の材料としてその流砂を使ってもらおうという案もあったのですが、なかなか国の事業に対する県の各河川の浚渫の砂という形では成案を見なかったという、確かに町の権限の及ばないところでのつらさも体験をいたしたところであります。私は、調査はやっぱり絶対県から行っておかなければならないし、町はその予算をつけていただくことに全力つけて、まずとりあえず航路だけは確保しないと、そのような思いでしております。月光川水害予防組合でのエリアにおきまして、本年度も中州と河川の中央部に堆積する土砂ですか、それに対する撤去につきましては、しっかりと予算を計上してできる範囲で着実に進めようと、このように思っている次第です。

以上です。

議長（高橋信幸君） 6番、佐藤智則議員。

6番（佐藤智則君） 今3つ答弁を求めましたが、基本的にはそうなのだけれども、例えば私は町として県に対してどのような要望を行っているのかというようなことで尋ねた件なのだけれども、県や国からすれば地域はどこ、遊佐町でしょう。遊佐町がこのことに対して真剣に取り組もうとする意思、またそういう姿勢が県もそれを受けとめて、県と一緒に、国もそれを聞いたときに、やはりそれはわかる。現場も見せてもらったけれども、あれは早急にやらねば大変なことなのだけれども、や

らなければいけないねというようなやっぱりプロセスが必ず必要だと思うのだ。だから、その辺あたりを基本としていかないと、事はなかなかやはり進んでいくに難しいのではないかな、そんなふうに思いました。

それから、これは前町長にもお尋ねをして、それで前町長からのこういうふうにしたいというような回答、いわゆる答弁はありませんでしたけれども、恐らく町長も見たことあると思う。吹浦の山形県漁業協同組合吹浦支所のあの施設の南側に、あれは10トンテトラか、テトラがかなりの数ずっと並んでいます。河口の吹浦漁港の河川のところがずっとテトラでいわゆる離岸堤的になっていましたから、あれ固定にしましたよね。そのときに揚げたやつです。だから、私は前町長にこんなことを申し上げました。我が遊佐町の吹浦のいろんな工事、例えば消波ブロックだ、いろいろなことで使用が目的あって工事をかかってあのテトラが必要視した。だけれども、今陸に上がっている。では、目的が違った目的であっても、遊佐のそういった海を生かそう。そういう資材を吹浦の中で生かしてみよう。これは大事だねというような考え方も必要ではないだろうか。例えばあれを逆に、では死殻があれだけついているわけですから、あれをまた落としてやったら、あるまた例えば鳥崎からこの辺だったら、恐らくカキがつくかもしれない。いいところだというような場所を探して、それがああ、ここだったら大丈夫かもしれぬ、そういうところにカキの養殖のために使う、そういったことが横断的にも県でもいや、そういうような地元で生かすようなことがそういうことに目的があるのであれば、それはどうぞお使いくださいとはすぐは言わないでしょうけれども、これは言ってみなければわからぬと私は思う。だから、あの陸に揚がっているテトラ、あれをどう利活用を県としては考えているのということを恐らく昨年担当の所管の課長が県なんかに行ったときにお話しなされたかどうか、その辺ちょっと確認したい、私。

それから、岩ガキの漁獲量ですけれども、県漁協吹浦支所から資料ちょっといただきました。日本一我々の遊佐のカキおいしいのだと我々は自負しているのですが、そのカキも20年度と21年度の漁獲数、数量を見ました。そうしたらば、10年度が105トン、おおむね。21年度が87トン、数字的には18トンの減です。というのは、なかなかとれなかったということだったのか。それとも、20年度も105トンですけれども、これは自主規制しています。それぞれの船が例えば13箱とったらきょうの収穫は終わりだよという、そういったことで取り決めをして自主規制をみずからやっていますということがお話を聞きました。ですから、21年度も自主規制をしたから87トンの収穫量ですよということなのかお聞きをしたいし、あと最後の言葉に添えたいのですけれども、先ほど壇上から申し上げたように、我々現存する人間がいろいろな先人からこの時代を生きるための引き継いで享受してきた大事な大事な自然豊かな遊佐の地を後世に引き継がせることは我々の責務だ、そういったことを改めて自分自身もそうですけれども、ご認識をいただきながら皆さんで、いわゆるだれだれがということではなしに、みんなでやはり我が郷土をしっかりとした自然豊かなもので後世にバトンタッチさせてあげたい、そういった努力をしなければいけない、そんなふうに改めて思いましたので、このことを申し上げ、私の質問を終わります。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） まず、山形県の農林水産部長が我が町に来てくれたのは何年ぶりというのですか、県議の先生にお願いしたところ、連れてきてくれました。河川の砂の堆積が余りにもひどいからと

いう形を受けて、山形県の農林水産部長は我が町に来てくれました。昨年の5月です。そして、それを見て6月の補正に予算をつけてくれた。こんなことは我が町始まって以来、あそこの浚渫に予算がついたということを見れば、しっかりと県としては大変なのだなという現状を理解していただいたというふうに私は思っています。

また、現在実は鳥崎海岸、高橋透議員の地元の明治の時代につくった船着き場というのですか、いわゆるどこでつくったかわからないほど歴史的に古い……昭和の初期と言っていましたっけ。昭和の初期につくった船着き場が壊れて、地元のその岩ノリ等の収穫等に影響あるという形で、これについても県にお願いをしております。あのエリアにつきましては、女鹿の漁港につきましては町がお借りしている町の管理するところですが、県でも調べました。そうしたら、あれは国がつくるのだなと逃げたのですけれども、逃げないでまずしっかり県の管理するところが高波で壊れてしまったものの修復は何かお願いできないだろうかという申し入れをさせていただいております。

ただし、テトラポットの活用に関しては、所有者が県でございますので、どのように活用するか私の段階ではまだ申し入れはしておりません。それらの詳細は、わかったら担当の課長に答弁をいたさせたいと、このように思います。

また、岩ガキの漁獲量についても、私はまだ現在把握しておりませんので、所管の課長をして答弁をいたさせたいと思います。

私は、ただ最後の智則議員の質問ありましたけれども、議論は議論として、議論を議論として終わらせたくない。その実行があって初めて議論が実ってくるのだということを、私自身が議会議員として幾ら提案してもなかなか取り上げてもらえなかったというつらさも経験していましたので、私は町長というポジションいただいてからは、議論を議論とだけして終わらせるなど。しっかり実現するにはどのような手だてを講じるのか。職員にも、ならない理由を探すのはやめてくれと。実現できるだめには何をやらなければ、どんな手だてがあるのかみんなで考えようよ、知恵を絞ろうよ、汗をかこうよ、そんなことを申し上げて何とか美しい議論だけでなく、しっかりと要望等に対応できるような行政でありたいと、このように思って進めている次第であります。

議 長（高橋信幸君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） ただいま質問ありました件につきまして、現在資料を持ち合わせておりませんので、後で提出いたします。

議 長（高橋信幸君） ただいまの件については、今議会中に……今すぐあれでしょう。
暫時休憩します。

（午後2時43分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時05分）

議 長（高橋信幸君） ただいまの6番、佐藤智則議員の質問に対する答弁は今議会中にするとして、提出させます。

これにて6番、佐藤智則議員の一般質問終わります。

これにて一般質問は全員終了しました。

次に、日程第2から日程第11まで、議第42号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか特別会計補正予算3件及び議第46号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件4件、吹浦小学校プール改築工事請負契約の締結についての事件案件1件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

今野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上記議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第42号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）。本案につきましては、県の補助金事業見直しや小学校改築事業など当面緊急を要する一般行政経費等についての補正するものであり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を62億1,600万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、吹浦小学校プール改築事業の当初予算分1,289万8,000円を減額する一方、子ども手当事務委託金25万円を増額するなど、国庫支出金で1,264万8,000円、町債で5,130万円、繰越金で221万円をそれぞれ減額、また県支出金で2,055万8,000円、繰入金では老人保健特別会計繰入金を1,230万円、教育文化基金繰入金を130万円それぞれ増額するなど、歳入補正総額で3,200万円を減額計上するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、吹浦小学校プール改築事業を含む教育費で8,057万2,000円を減額、農林水産業費では活力ある園芸産地創設支援事業費等で1,883万2,000円、衛生費では地域グリーンニューディール事業費等で752万7,000円、土木費では町道維持整備事業費等で1,470万円、企画費では協働の町づくり事業費等で477万1,000円をそれぞれ増額するなど、歳出補正総額で3,200万円を減額計上するものであります。

議第43号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、老人保健医療費拠出金の確定に伴う増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ240万円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億9,240万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、県の普通調整交付金で100万円、共同事業交付金で140万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、老人保健医療費拠出金で240万円を増額するものであります。

議第44号 平成22年度遊佐町老人保健特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、昨年度の医療給付費等の確定による増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,680万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,180万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、老人保健医療費の過年度精算に伴う第3者納付金で3,000円、繰越金で1,679万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、医療費の過年度精算に伴う国、県支払基金への医療費交付金の償還で450万円、一般会計繰出金で1,230万円をそれぞれ増額するものであります。

議第45号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業に係る事業費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億2,350万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰入金で400万円、町債で4,600万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、下水道建設費で5,000万円を増額するものであります。

議第46号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児または介護を行う必要のある職員の時間外勤務を制限することができるようにする旨の規定を設ける必要があるため、提案するものであります。

議第47号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員についてその配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業をすることができるようにする旨の規定等を設ける必要があるため、提案するものであります。

議第48号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について。本案件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町たばこ税の税率の引き上げや年少扶養控除の廃止に伴う扶養申告制度の整備、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得の非課税措置等について規定するため、提案するものであります。

議第49号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する改正の制定について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、比自発的な理由により離職した雇用保険受給資格者である被保険者への負担軽減措置の創設、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げ等について規定するため、提案するものであります。

議第50号 遊佐町教育文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町教育文化基金の管理及び処分について規定の整備を図る必要があるため、提案するものであります。

議第51号 吹浦小学校プール改築工事請負契約の締結について。本案につきましては、遊佐町小学校改築基本計画に基づき、吹浦小学校のプール改築工事についての請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条1項第5号の規定により提案するものであります。

以上、補正予算案件4件、条例案件5件、事件案件1件についてご説明申し上げました。詳細については、所管の課長をして審議の過程でご説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋信幸君） 次に、日程第12、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第42号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか特別会計補正予算3件については、恒例により小職を除く議員13名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の阿部満吉議員、同副委員長に高橋透議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に阿部満吉議員、同副委員長には高橋透議員を決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時10分）